

市町別主要指標

区 分	総 数	西 部	広 島	呉	西 部 東	東 部	福 山	北 部
面 積 （ km ² ）	6,695.98	568.15	1,593.45	100.72	796.50	1,034.76	577.73	2,024.67
世 帯 数	419,116	64,038	76,848	11,600	97,695	110,172	20,631	38,132
総 人 口	911,475	141,864	168,008	21,630	212,987	236,495	46,159	84,332
0 ～ 4 歳	32,059 (3.5)	5,346 (3.8)	6,745 (4.0)	473 (2.2)	8,475 (4.0)	7,192 (3.0)	1,148 (2.5)	2,680 (3.2)
5 ～ 9 歳	38,551 (4.2)	6,372 (4.5)	7,474 (4.4)	564 (2.6)	10,091 (4.7)	9,235 (3.9)	1,568 (3.4)	3,247 (3.9)
10 ～ 14 歳	40,185 (4.4)	6,272 (4.4)	7,444 (4.4)	624 (2.9)	10,562 (5.0)	9,898 (4.2)	1,814 (3.9)	3,571 (4.2)
15 ～ 19 歳	41,446 (4.5)	6,348 (4.5)	7,789 (4.6)	672 (3.1)	10,677 (5.0)	10,358 (4.4)	1,971 (4.3)	3,631 (4.3)
20 ～ 24 歳	39,195 (4.3)	6,220 (4.4)	7,169 (4.3)	761 (3.5)	11,044 (5.2)	9,238 (3.9)	1,758 (3.8)	3,005 (3.6)
25 ～ 29 歳	36,724 (4.0)	6,093 (4.3)	7,247 (4.3)	682 (3.2)	9,981 (4.7)	8,275 (3.5)	1,467 (3.2)	2,979 (3.5)
30 ～ 34 歳	41,603 (4.6)	6,863 (4.8)	8,395 (5.0)	842 (3.9)	11,053 (5.2)	9,463 (4.0)	1,638 (3.5)	3,349 (4.0)
35 ～ 39 歳	48,347 (5.3)	8,106 (5.7)	9,269 (5.5)	895 (4.1)	12,465 (5.9)	11,693 (4.9)	2,001 (4.3)	3,918 (4.6)
40 ～ 44 歳	54,475 (6.0)	8,676 (6.1)	10,377 (6.2)	1,099 (5.1)	13,996 (6.6)	13,309 (5.6)	2,426 (5.3)	4,592 (5.4)
45 ～ 49 歳	65,429 (7.2)	10,223 (7.2)	12,612 (7.5)	1,253 (5.8)	16,409 (7.7)	16,538 (7.0)	3,100 (6.7)	5,294 (6.3)
50 ～ 54 歳	56,383 (6.2)	8,954 (6.3)	10,805 (6.4)	1,238 (5.7)	13,926 (6.5)	14,185 (6.0)	2,751 (6.0)	4,524 (5.4)
55 ～ 59 歳	53,833 (5.9)	8,418 (5.9)	9,911 (5.9)	1,215 (5.6)	12,814 (6.0)	13,975 (5.9)	2,852 (6.2)	4,648 (5.5)
60 ～ 64 歳	57,288 (6.3)	9,284 (6.5)	9,523 (5.7)	1,473 (6.8)	12,119 (5.7)	15,907 (6.7)	3,185 (6.9)	5,797 (6.9)
65 ～ 69 歳	65,323 (7.2)	10,440 (7.4)	10,953 (6.5)	1,831 (8.5)	13,135 (6.2)	18,352 (7.8)	3,777 (8.2)	6,835 (8.1)
70 ～ 74 歳	78,084 (8.6)	11,984 (8.4)	13,680 (8.1)	2,481 (11.5)	16,082 (7.6)	21,845 (9.2)	4,343 (9.4)	7,669 (9.1)
75 ～ 79 歳	57,299 (6.3)	8,338 (5.9)	10,444 (6.2)	1,942 (9.0)	11,659 (5.5)	16,355 (6.9)	3,303 (7.2)	5,258 (6.2)
80歳以上	105,251 (11.5)	13,927 (9.8)	18,171 (10.8)	3,585 (16.6)	18,499 (8.7)	30,677 (13.0)	7,057 (15.3)	13,335 (15.8)
人 口 密 度	136.1	249.7	105.4	214.8	267.4	228.6	79.9	41.7
高 齢 化 率	33.6%	31.5%	31.7%	45.5%	27.9%	36.9%	40.0%	39.2%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面 積…「令和3年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」〈国土交通省国土地理院〉

(注3) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」〈総務省〉[令和3年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口／面積

常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和3年度)

	項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考	
西部	エイズ	HIV抗原抗体検査	毎月第3水曜日	9:00～11:00	西部保健所2階相談室	・要予約 ・令和3年4月から6月は、 耐震化工事のため中止。	
	梅毒	梅毒検査	毎月第3水曜日	9:00～11:00	西部保健所2階相談室		
	肝炎	B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	9:00～11:00	西部保健所2階相談室		
	精神保健福祉相談	精神科医師による相談	令和3年4月15日(木)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ	・要予約	
			令和3年5月13日(木)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ		
			令和3年5月21日(金)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ		
			令和3年6月17日(木)	14:30～16:30	大竹市役所		
			令和3年7月7日(水)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室		
			令和3年8月5日(木)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ		
			令和3年9月10日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室		
			令和4年10月21日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室		
			令和3年11月4日(木)	14:00～16:00	大竹市役所		
			令和3年11月12日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室		
			令和3年12月16日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室		
			令和4年1月19日(水)	14:00～16:00	山崎本社みんなのあいプラザ		
令和4年2月17日(木)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室					
令和4年3月4日(金)	14:00～16:00	西部保健所2階相談室					
西部 広島	こころの健康相談	精神科医による相談	令和3年9月15日(水)	13:30～15:30	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)	
			令和3年5月17日(月) 令和3年7月5日(月) 令和3年11月8日(月) 令和4年3月7日(月)	13:30～15:30	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町福祉課 (082-286-3161)	
			令和3年9月17日(金) 令和4年2月18日(金)	13:30～15:30	海田町保健センター (安芸郡海田町中店8-33)	海田町健康増進係 (082-823-4418)	
			令和3年12月17日(金) 令和4年3月11日(金)	13:30～15:30	熊野町民会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-2)	熊野町子育て・健康推進課 (082-820-5637)	
			令和3年8月27日(金) 令和4年2月4日(金)	13:30～15:30	坂町立保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-885-3131)	
			令和3年9月10日(金)	13:30～15:30	殿貫ふれあいプラザ (山県郡安芸太田町下殿河内711-1)	安芸太田町健康づくり課 (0826-22-0196)	
			令和3年7月13日(火) 令和3年11月9日(火)	13:30～15:30	千代田開発センター (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健課健康増進係 (050-5812-1853)	
	エイズ	HIV抗体検査	毎月第1火曜日	13:00～15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
	肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13:00～15:00	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制	
	西部 呉	エイズ等対策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	毎月第3月曜日 (9.3月は第2月曜日)	9:00～12:00 (6月は9:00～16:00)	西部保健所呉支所	前週の金曜日までの予約制
肝炎対策		肝炎ウイルス検査	毎月第3月曜日 (9.3月は第2月曜日)	9:00～12:00	西部保健所呉支所	前週の火曜日までの予約制	
精神保健福祉相談		精神保健	毎月第3金曜日 (5.8.2月は第1金曜日)	13:30～14:30	江田島市	予約制	
西部 東	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	原則 第1火曜日	13:00～14:00	西部東保健所	予約制	
	精神保健	精神保健相談	原則 第2木曜日	13:30～15:00	西部東保健所	予約制	
	エイズ・性感染症対策	HIV抗原抗体検査及び梅毒検査	原則 第1・第3火曜日	第1 9:00～11:00 第3 9:00～11:00 及び 13:00～14:00	西部東保健所	予約制	
東部	感染症対策	肝炎ウイルス検査及び相談 HIV抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	第3木曜日	9:30～10:45 13:00～15:00	東部保健所相談室 及び診察処置室	予約制	
	精神保健福祉	精神保健福祉相談	第3水曜日	13:30～15:30	次のいずれかの場所で開催 ・尾道庁舎(東部保健所) ・東部建設事務所三原支所 ・世羅保健福祉センター	予約制	
	健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第3火曜日	13:30～15:30	東部保健所指導室	予約制	
東部 福山	肝炎対策	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日 (祝日を除く)	14:00～15:30	福山庁舎	要予約	
	母子保健対策	長期療養児童療育相談	年6回	13:00～15:00	福山庁舎	保健師等による相談	
	栄養改善対策	アレルギー相談	随時	9:00～17:00	福山庁舎	保健師・管理栄養士による相談	
	感染症対策	エイズに関する相談	随時	8:30～17:15	福山庁舎	保健師等による相談	
		HIV抗原抗体検査・梅毒検査	第2火曜日	9:00～15:30	福山庁舎	－	
	精神保健福祉対策	ひきこもり・うつ等専門相談	年12回	13:00～15:00	福山庁舎	精神保健相談医又は精神保健福祉 相談員等による相談	
		心の健康相談	年2回	13:00～15:00	府中市保健福祉総合センター	精神保健相談医による相談	
心の健康相談		年6回	13:00～15:00	神石高原町三和共同福祉施設他	精神保健相談医による相談		
北部	ろうあ者専門相談	生活、福祉相談	原則として、 月曜日～金曜日	10:00～16:45	三次庁舎第3庁舎	－	
	精 神	心の健康相談	毎月第3火曜日 〔 9月は第4火曜日 〕	13:00～14:30	三次庁舎第3庁舎	予 約 制	
			令和3年8月31日(火)	14:00～15:00	庄原市役所東城支所		
			令和3年9月29日(水)	13:30～14:30	庄原市ふれあいセンター		
	エ イ ズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	〔 毎月第4木曜日 7月・9月は第5木曜日 2月は第3木曜日 〕	9:00～11:00 (6月・12月は 13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎		
	肝 炎 対 策	肝炎ウイルス検査					
	庄原サテライト	食品衛生の 許認可等相談	毎月第2.4水曜日 (当日が祝日の場合は開催しない)	10:00～15:00	庄原庁舎第3庁舎	－	

管内の状況 一覧

(令和3年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	備 考
特 例 販 売 業	11	-	4	6	-	-	1	-	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	431	55	87	5	119	140	25	-	
管理医療機器販売業・貸与業	2,621	265	496	76	855	648	281	-	
麻 薬 取 扱 者	3,901	405	333	803	377	713	1,270	-	
(※) 温 泉 利 用 施 設	10	10	-	-	-	-	-	-	
ば い 煙 発 生 施 設	1,734	290	287	64	538	452	103	-	
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	813	8	29	-	578	173	25	-	
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	51	16	1	-	8	24	2	-	
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	735	40	186	31	259	156	63	-	
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	1,055	90	215	31	248	322	149	-	
水 銀 排 出 施 設	60	14	10	1	18	14	3	-	
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	114	21	15	1	28	39	10	-	
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	3,346	419	793	117	677	1,037	303	-	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	258	19	24	22	22	32	125	14	
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	434	43	84	12	71	153	71	-	
汚 染 土 壌 処 理 業	1	-	-	1	-	-	-	-	
(※) ご み 処 理 施 設 焼 却 施 設	5	-	2	-	3	-	-	-	
(※) R D F 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資源化施設 (RDF 施設を除く)	8	-	5	-	3	-	-	-	
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	2	-	-	-	2	-	-	-	
(※) し 尿 処 理 施 設	5	-	1	-	4	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	2,110	184	241	27	349	390	789	130	特別管理産業廃棄物 に係るものを含む。
うち優良認定	39	10	9	-	11	-	7	2	
産 業 廃 棄 物 処 分 業	242	31	45	9	47	59	23	28	特別管理産業廃棄物 に係るものを含む。
うち優良認定	18	4	6	-	5	-	3	-	
中間処理施設	276	26	37	12	37	93	42	29	
最終処分場	22	2	3	3	3	10	1	-	
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	333	59	76	12	55	69	23	39	
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-	-	-	-	-	-	-	-	
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	309	33	55	13	57	99	16	36	
自動車リサイクル 引取業者	170	13	34	1	52	37	13	20	
フロン類 回収業者	93	7	19	1	30	19	7	10	
解体業者	33	2	6	-	10	10	2	3	
破砕業者	19	1	3	-	7	4	1	3	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和2年度)

職種		学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計		214	357	34	
小計		57	136	19	
保 健 師	西 部	16	64	4	日本赤十字広島看護大学
	西 部 広 島	4	4	1	安田女子大学
	西 部 呉	5	5	1	広島文化学園大学
	西 部 東	12	43	12	広島国際大学・日本赤十字広島看護大学・広島大学
	東 部	20	20	1	県立広島大学
小計		39	103	14	
管 理 栄 養 士	西 部	8	32	8	安田女史大学・比治山大学
	西 部 広 島	7	7	1	広島修道大学
	東 部	16	48	3	安田女子大学
	東 部 福 山	8	16	2	安田女子大学
小計		118	118	1	
医 師	西 部	118	118	1	広島大学(Web開催)

(2) 市町指導の状況

(令和2年度)

区分	保の 健 計 画 策 定 ・ 地 域 診 断 (1)	母 子 保 健 (2)	健 康 増 進 (3)	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 (4)	歯 科 保 健 (5)	感 染 症 (6)	(再掲)	
							結 核 (7)	エ イ ズ (8)
実施回数(O1)	1	4	14	4	-	5	1	-
西 部	-	1	2	-	-	-	-	-
西 部 広 島	-	2	6	2	-	-	-	-
西 部 呉	1	-	2	-	-	1	1	-
西 部 東	-	1	-	1	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	1	-	-
東 部 福 山	-	-	4	-	-	2	-	-
北 部	-	-	-	1	-	1	-	-
参加延人員(O2)	(5)	(48)	(36)	(129)	(-)	(94)	(3)	(-)
西 部	(-)	(10)	(6)	(-)	(-)	(18)	(-)	(-)
西 部 広 島	(-)	(32)	(10)	(115)	(-)	(-)	(-)	(-)
西 部 呉	(5)	(-)	(8)	(-)	(-)	(5)	(3)	(-)
西 部 東	(-)	(6)	(-)	(10)	(-)	(-)	(-)	(-)
東 部	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(20)	(-)	(-)
東 部 福 山	(-)	(-)	(12)	(-)	(-)	(14)	(-)	(-)
北 部	(-)	(-)	(-)	(4)	(-)	(37)	(-)	(-)

区分	精神保健福祉 (9)	難 病 (10)	介 護 保 険 (11)	健康危機管理 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	22	2	-	5	4	62
西 部	2	-	-	-	4	9
西 部 広 島	5	-	-	1	-	16
西 部 呉	-	-	-	1	-	6
西 部 東	-	-	-	1	-	3
東 部	7	-	-	-	-	8
東 部 福 山	3	-	-	2	-	11
北 部	5	2	-	-	-	9
参加延人員(O2)	(260)	(5)	(-)	(50)	(22)	(652)
西 部	(61)	(-)	(-)	(-)	(22)	(117)
西 部 広 島	(54)	(-)	(-)	(9)	(-)	(220)
西 部 呉	(-)	(-)	(-)	(5)	(-)	(26)
西 部 東	(-)	(-)	(-)	(11)	(-)	(27)
東 部	(36)	(-)	(-)	(-)	(-)	(56)
東 部 福 山	(51)	(-)	(-)	(25)	(-)	(102)
北 部	(58)	(5)	(-)	(-)	(-)	(104)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3)圏域地域保健対策協議会の状況

(令和2年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年11月27日
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、看護協会、 介護支援専門員連絡協議会、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、 民生委員・児童委員協議会、女性関係団体、市、厚生環境事務所・保健所 その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	山根 基（佐伯地区医師会会長）
部 会 の 設 置	地域ケア専門部会、公衆衛生・母子保健専門部会、保健医療計画推進専門部会、地域医療構想推進専門部会
総 会	第1回：令和2年6月（書面開催）、第2回：令和3年3月（書面開催）
理 事 会	—
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業 地域自殺対策医療連携事業 地域包括ケアシステム強化推進事業（多職種連携研修） 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修事業【事業中止】
補 助 事 業	地域ケア専門部会運営事業 公衆衛生・母子保健専門部会運営事業（健康ひろしま21推進、感染症危機管理、精神疾患対策） 保健医療計画推進専門部会運営事業 地域医療構想推進専門部会運営事業 保健・医療・福祉推進事業
そ の 他	

名 称	海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）
設 立 年 月 日	平成9年9月26日
構成団体	安芸地区医師会、安芸歯科医師会、安芸薬剤師会、済生会広島病院、マツダ株式会社マツダ病院 安芸郡各町社会福祉協議会、海田地域公衆衛生推進協議会 府中町、海田町、熊野町、坂町 西部厚生環境事務所・西部保健所（広島支所） その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	片桐 則明
部 会 の 設 置	地域保健専門部会 医療福祉専門部会 地域ケア専門部会
総 会	書面開催
理 事 会	該当なし
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、うつ病等地域医療連携事業 在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
補助事業	運営費（会議費、事務局費） 感染症対策事業 地域保健専門部会事業 母子保健推進連絡事業 地域精神保健福祉推進事業 食育推進・栄養改善事業 生活習慣病予防接種事業 感染症対策事業 地域保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議、病院部会の運営 医療福祉専門部会活動事業 地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理
そ の 他	圏域地対協研修会

名 称	呉地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年1月22日
構 成 団 体	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、 民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域女性団体連絡協議会、広島県看護協会、 老人福祉施設連盟 管内2市(福祉保健部署、消防当局)、県保健所、市保健所、県厚生環境事務所
会 長	玉 木 正 治 (呉市医師会長)
部 会 の 設 置	(1) 専門委員会 ・企画調整委員会 ・救急医療専門委員会 (2) 小委員会 ・新型インフルエンザ医療体制検討委員会 ・呉地域保健医療計画推進小委員会 ・健康ひろしま21呉圏域計画推進会議 (3) 部会 ・救急蘇生推進部会 (4) ワーキンググループ ・地域連携体制調整ワーキンググループ ・ウイルス性肝炎地域連携パスワーキンググループ
総 会	令和2年6月 書面審議 (コロナウィルス感染拡大を考慮したことによる。)
理 事 会	令和3年3月 書面審議 (コロナウィルス感染拡大を考慮したことによる。)
事 業	事 業 名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業 うつ病等地域医療連携事業 在宅緩和ケア研修事業 (コロナ感染拡大の影響を考慮して中止)
補 助 事 業	地域保健医療福祉推進事業 医療連携体制協議会運営事業 健康ひろしま21呉圏域計画推進事業 救急蘇生実地研修事業 圏域地对協研修会
そ の 他	

名 称	広島中央地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 団 体	医師会、歯科医師会、薬剤師会、主な病院、社会福祉協議会、消防本部 公衆衛生推進協議会、女性会、市町、厚生環境事務所、保健所 等
会 長	山田謙慈(東広島地区医師会長)
部 会 の 設 置	保健医療計画推進部会、地域医療構想推進部会、地域包括ケアシステム推進部会、健康ひろしま21推進部会
総 会	令和2年5月18日(書面)、令和2年8月25日(書面)、令和2年11月19日(書面)、令和3年3月15日(書面)
理 事 会	
事 業	事業名
委 託 事 業	保健医療計画等推進事業 うつ・自殺対策推進事業
補 助 事 業	管理費(会議費、事務局費) ひろしま高齢者プラン推進事業 地域包括ケアシステム人材育成体制整備事業 保健医療計画等推進事業 在宅医療・介護連携支援事業 救急医療等適正受診啓発事業 精神障害者地域生活支援事業 うつ・自殺対策推進事業 感染症対策推進事業 健康ひろしま21推進事業 がん予防対策等推進事業 栄養成分表示を活用した健康教育モデル事業
そ の 他	

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年10月30日
構 成 団 体	三原市、尾道市、世羅町
	三原市医師会、尾道市医師会、因島医師会、世羅郡医師会
	三原赤十字病院、JA尾道総合病院、因島総合病院、公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会、尾道市歯科医師会、因島歯科医師会、竹原・豊田歯科医師会、御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会、尾道薬剤師会、因島薬剤師会、東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会、尾道市公衆衛生推進協議会、世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会、尾道市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会、尾道市連合民生委員児童委員協議会、世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
会 長	広島県東部厚生環境事務所、広島県東部保健所
部 会 の 設 置	宮野良隆(尾道市医師会長)
総 会	理事会、常任理事会 保健医療計画委員会、健康ひろしま21計画委員会、精神保健福祉対策検討委員会、感染症対策検討委員会
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会等の開催
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
	感染症対策推進事業
そ の 他	

名 称	福山・府中地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年3月4日
構 成 団 体	福山市医師会、松永沼隈地区医師会、深安地区医師会、府中地区医師会、独立行政法人国立病院機構福山医療センター
	福山市民病院、福山市歯科医師会、府中地区歯科医師会、神石郡歯科医師会
	福山市薬剤師会、広島県老人福祉施設連盟(福山ブロック)
	福山市社会福祉協議会、府中市社会福祉協議会、神石高原町社会福祉協議会
	福山市、府中市、神石高原町
	福山市保健所、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所
会 長	世良 一穂(深安地区医師会)
部 会 の 設 置	理事会、運営委員会、保健医療計画委員会、救急医療委員会、健康増進計画委員会、感染症対策検討委員会
総 会	
理 事 会	上部構成団体の長
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
補 助 事 業	理事会
	運営委員会
	保健医療計画委員会
	救急医療委員会
	健康増進計画委員会
	うつ・自殺対策医療連携協議会
	感染症対策検討委員会
そ の 他	

名 称	備北地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成13年12月13日
構 成 団 体	三次市・庄原市
	三次地区医師会・庄原市医師会・三次市歯科医師会・庄原市歯科医師会・三次薬剤師会・備北メディカルネットワーク
	市立三次中央病院・三次地区医療センター・総合病院庄原赤十字病院・庄原市立西城市民病院
	庄原市公衆衛生推進協議会
	三次市社会福祉協議会・庄原市社会福祉協議会
	北部保健所・北部厚生環境事務所
会 長	鳴戸謙嗣(三次地区医師会長)
部 会 の 設 置	地域包括ケア支援専門部会、健康ひろしま21推進専門部会、保健医療計画推進専門部会、感染症対策専門部会
総 会	
理 事 会	令和2年5月20日～29日(書面開催)、令和2年10月29日、令和3年3月11日
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業、うつ・自殺対策地域医療連携事業
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務
補 助 事 業	市地域保健対策協議会の育成指導及び事業助成
	三次・庄原地区多職種連携会議研修補助
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和2年度)

職 種	実 人 数	延 人 数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	8	61	23	
医 師	7	59	21	
西 部 東	6	57	19	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター
東 部	1	2	2	公立みつぎ総合病院
歯科医師	1	2	2	
東 部	1	2	2	公立みつぎ総合病院

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【全県】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		1,580	537	60	344	48	503	19	11	3	14	31	10
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,002	337	51	184	27	348	14	10	2	7	17	5
	訪 問 介 護	224	41	27	17	6	116	7	7	1	1	1	-
	訪 問 入 浴 介 護	13	3	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	99	8	1	29	12	36	3	1	1	4	4	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	-	7	1	-	-	-	-	-	1	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	187	70	13	22	1	75	2	2	-	-	2	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	82	4	-	64	4	-	-	-	-	2	4	4
	短 期 入 所 生 活 介 護	200	183	-	4	-	11	-	-	-	-	2	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	46	4	-	35	3	-	-	-	-	-	3	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	38	18	-	6	-	14	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	50	2	3	-	-	44	1	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	52	2	2	-	-	47	1	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	559	200	9	143	20	155	5	1	1	6	14	5
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	11	3	3	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	97	8	1	29	12	34	3	1	1	4	4	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	-	7	1	-	-	-	-	-	1	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	82	4	-	64	4	-	-	-	-	2	4	4
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	177	160	-	4	-	11	-	-	-	-	2	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	45	4	-	34	3	-	-	-	-	-	3	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	34	15	-	5	-	14	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	50	2	3	-	-	44	1	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	52	2	2	-	-	47	1	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	19	-	-	17	1	-	-	-	-	1	-	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	8	-	-	7	1	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	11	-	-	10	-	-	-	-	-	1	-	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【全県】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		1,580	475	364	618	123
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	1,002	312	223	394	73
	訪 問 介 護	224	79	47	87	11
	訪 問 入 浴 介 護	13	3	2	6	2
	訪 問 看 護	99	32	27	35	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	2	5	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	187	64	35	77	11
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	82	16	27	34	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	200	71	36	72	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	46	3	16	23	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	38	12	11	12	3
	福 祉 用 具 貸 与	50	15	10	20	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	52	15	10	23	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	559	157	137	216	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	11	3	2	4	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	97	30	27	35	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	11	2	2	5	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	82	17	27	33	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	177	62	32	63	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	45	3	16	23	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	34	10	11	10	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	50	15	10	20	5
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	52	15	10	23	4
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	19	6	4	8	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	8	3	1	4	-
	介 護 医 療 院	11	3	3	4	1

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		475	176	21	80	15	164	4	4	3	-	4	4
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	312	112	17	44	9	118	3	3	2	-	2	2
	訪 問 介 護	79	14	9	4	2	45	2	2	1	-	-	-
	訪 問 入 浴 介 護	3	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	32	2	-	9	6	11	1	1	1	-	1	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	64	24	4	10	1	25	-	-	-	-	-	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	16	-	-	14	-	-	-	-	-	-	1	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	71	66	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	12	5	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	15	-	2	-	-	13	-	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	15	-	2	-	-	13	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	157	64	4	30	6	46	1	1	1	-	2	2
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	30	2	-	9	6	9	1	1	1	-	1	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	17	-	-	15	-	-	-	-	-	-	1	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	62	57	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	10	4	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	15	-	2	-	-	13	-	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	15	-	2	-	-	13	-	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	6	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		475	41	155	67	43	36	39	20	20	18	36
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	312	25	102	43	28	28	26	15	13	10	22
	訪 問 介 護	79	5	28	8	6	9	7	5	4	1	6
	訪 問 入 浴 介 護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	訪 問 看 護	32	3	16	2	3	1	2	2	1	1	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	64	4	19	11	4	9	7	4	2	1	3
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	16	1	7	3	2	-	-	-	-	-	3
	短 期 入 所 生 活 介 護	71	4	16	10	8	8	4	3	4	5	9
	短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	12	3	4	2	1	1	-	1	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	15	1	5	3	2	-	2	-	1	1	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	15	1	5	3	2	-	2	-	1	1	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	157	15	51	23	15	8	12	5	7	8	13
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	30	3	16	1	3	1	2	1	1	1	1
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	17	1	7	3	2	1	-	-	-	-	3
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	62	3	14	10	5	5	4	3	4	5	9
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	10	3	2	2	1	1	-	1	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	15	1	5	3	2	-	2	-	1	1	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	15	1	5	3	2	-	2	-	1	1	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	6	1	2	1	-	-	1	-	-	-	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1

(注1)休止中の事業所は含まない。

(注2)介護老人保健施設の「みなし指定」の事業所は含まない。

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【西部東】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		364	118	9	119	5	97	10	-	-	2	-	4
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	223	75	8	64	3	62	8	-	-	1	-	2
	訪 問 介 護	47	12	5	6	1	19	4	-	-	-	-	-
	訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	27	3	1	9	2	10	2	-	-	-	-	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	35	16	2	7	-	8	2	-	-	-	-	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	27	2	-	22	-	-	-	-	-	1	-	2
	短 期 入 所 生 活 介 護	36	34	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	16	2	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	137	43	1	51	2	35	2	-	-	1	-	2
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	27	3	1	9	2	10	2	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	27	2	-	22	-	-	-	-	-	1	-	2
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	32	30	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	16	2	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	4	-	3	-	4	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	10	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【西部東】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	竹 原 市	東 広 島 市	大 崎 上 島 町
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		364	65	278	21
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	223	41	170	12
	訪 問 介 護	47	11	34	2
	訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-
	訪 問 看 護	27	6	20	1
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	2	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-
	通 所 介 護	35	6	28	1
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	27	5	21	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	36	6	26	4
	短 期 入 所 療 養 介 護	16	5	10	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-
	福 祉 用 具 貸 与	10	1	8	1
	特 定 福 祉 用 具 販 売	10	1	8	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	137	23	105	9
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	-	2	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	27	6	20	1
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	2	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	27	5	21	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	32	5	23	4
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	16	5	10	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	11	-	11	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	10	1	8	1
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	10	1	8	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	4	1	3	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	1	-	1	-
	介 護 医 療 院	3	1	2	-

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【東部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	地 方 公 共 団 体	そ の 他 の 法 人	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		618	182	20	121	28	225	5	5	-	20	10	2
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	394	114	18	63	15	159	3	5	-	11	5	1
	訪 問 介 護	87	11	8	6	3	52	1	4	-	1	1	
	訪 問 入 浴 介 護	6	-	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	35	2	-	9	4	15	-	-	-	2	3	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	77	24	6	4	-	41	-	1	-	1	-	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	34	2	-	24	4	-	-	-	-	2	1	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	72	62	-	2	-	6	-	-	-	2	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	12	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	20	2	-	-	-	17	1	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	216	68	2	52	12	66	2	-	-	9	4	1
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	4	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	35	2	-	9	4	15	-	-	-	2	3	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	1	-	2	1	-	-	-	-	1	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	33	2	-	23	4	-	-	-	-	2	1	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	63	53	-	2	-	6	-	-	-	2	-	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	23	2	-	16	3	-	-	-	-	2	-	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	10	4	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	20	2	-	-	-	17	1	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	8	-	-	6	1	-	-	-	-	-	1	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	4	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【東部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		618	179	275	33	108	23
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	394	119	174	24	63	14
	訪 問 介 護	87	32	38	5	9	3
	訪 問 入 浴 介 護	6	2	2	1	1	-
	訪 問 看 護	35	12	17	1	5	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	3	-	2	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	77	24	36	6	9	2
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	34	10	16	1	6	1
	短 期 入 所 生 活 介 護	72	16	27	6	18	5
	短 期 入 所 療 養 介 護	23	6	12	1	3	1
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	12	4	5	1	2	-
	福 祉 用 具 貸 与	20	6	8	1	4	1
	特 定 福 祉 用 具 販 売	23	7	10	1	4	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	216	56	97	9	45	9
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	4	1	2	-	1	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	35	12	17	1	5	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	3	-	2	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	33	9	16	1	6	1
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	63	13	24	3	18	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	23	6	12	1	3	1
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	10	2	5	1	2	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	20	6	8	1	4	1
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	23	7	10	1	4	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	8	4	4	-	-	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	4	1	3	-	-	-
	介 護 医 療 院	4	3	1	-	-	-

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)【北部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	非 営 利 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		123	61	10	24	-	17	-	2	-	2	7	-
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	73	36	8	13	-	9	-	2	-	1	4	-
	訪 問 介 護	11	4	5	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	訪 問 入 浴 介 護	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	5	1	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	11	6	1	1	-	1	-	1	-	-	1	-
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	1	-
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福 祉 用 具 貸 与	5	-	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	25	2	10	-	8	-	-	-	1	3	-
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 訪 問 看 護	5	1	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	-	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介 護 医 療 院	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)【北部】

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	庄 原 市
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ③		123	123
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	73	73
	訪 問 介 護	11	11
	訪 問 入 浴 介 護	2	2
	訪 問 看 護	5	5
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	通 所 介 護	11	11
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	短 期 入 所 生 活 介 護	21	21
	短 期 入 所 療 養 介 護	4	4
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 福 祉 用 具 販 売	4	4
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	49	49
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	2	2
	介 護 予 防 訪 問 看 護	5	5
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	2	2
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	5	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	20	20
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	3	3
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	3	3
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	5	5
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	4	4
介 護 保 険 施 設	小 計 ③	1	1
	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設	-	-
	介 護 医 療 院	1	1

(3)実地指導等件数

(令和2年度)

区 分	総 数	指定居宅サービス事業所	指 定 介 護 予 防 サービス事業所	指定介護療養型医療施設	介護医療院
実地指導件数	147	102	41	-	4
西 部	60	43	16	-	1
西 部 東	13	10	3	-	-
東 部	65	42	20	-	3
北 部	9	7	2	-	-

身体障害者等福祉対策

ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和2年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総 件 数	581	81	739	52	238	16	16	241	2	17	11	19	57	7	63
西 部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西 部 広 島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西 部 呉	6	4	11	—	5	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—
西 部 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 部	321	20	431	12	192	8	13	150	—	10	8	9	23	6	—
東 部 福 山	15	14	68	11	15	8	3	14	1	5	1	8	2	—	—
北 部	239	43	229	29	26	—	—	77	1	2	2	2	26	1	63

(注) 福山市の件数を含む

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1)母子福祉資金の貸付状況

(令和2年度)

[illegible]

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和2年度)

[illegible]

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和2年度)

[illegible]

(4) 保育所の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分		総 数	西 部
施設 数 (所)	計	16	16
	公 立	5	5
	私 立	11	11
定 員		1,379	1,379
利用児童数 (広域入所を含む)		1,320	1,320

(5) 認可外保育施設の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	総 数	西 部
施 設 数	4	4

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
病 院	施 設 数	152	13	11	30	20	23	45	10
	病 床 数	小 計	24,681	2,483	1,879	4,427	3,242	4,671	1,686
		一 般	13,496	1,127	986	2,361	1,674	3,056	795
		療 養	5,158	880	254	757	628	691	1,294
		精 神	5,947	476	639	1,263	920	924	1,490
		結 核	62	－	－	46	16	－	－
		感 染 症	18	－	－	－	4	－	12
		救 急 告 示	75	2	7	9	11	14	28
一 般 診 療 所	施 設 数	1,385	126	145	245	173	211	396	89
	病 床 数	一 般	1,269	48	75	210	131	234	488
		療 養	214	6	12	68	－	33	65
	救 急 告 示	8	－	－	1	1	－	5	1
歯 科 診 療 所		849	72	95	153	101	125	261	42

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和2年度)

区 分		総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数		1	1	-	-
	西 部	-	-	-	-
	西 部 広 島	-	-	-	-
	西 部 呉	1	1	-	-
	西 部 東	-	-	-	-
	東 部	-	-	-	-
	東 部 福 山	-	-	-	-
	北 部	-	-	-	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数		3	-	3	-
	西 部	-	-	-	-
	西 部 広 島	-	-	-	-
	西 部 呉	-	-	-	-
	西 部 東	-	-	-	-
	東 部	-	-	-	-
	東 部 福 山	-	-	-	-
	北 部	3	-	3	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数		155	99	53	3
	西 部	9	9	-	-
	西 部 広 島	14	14	-	-
	西 部 呉	-	-	-	-
	西 部 東	19	16	3	-
	東 部	104	52	49	3
	東 部 福 山	2	2	-	-
	北 部	7	6	1	-

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法: 電話、面談

専用電話: 082-513-3058

設置場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況[全県]

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	745	22	－	274	57	211	181
指 導 延 数 B	376	12	－	160	28	115	61
1施設当たり指導回数 B ／ A	0.5	0.5	－	0.6	0.5	0.5	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給 食 施 設 対 指 割 (%)	栄 養 士 の 給 食 対 指 割 (%)	土 食 施 設 の 給 食 対 指 割 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設												
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数				施 設 数	延 指 導 件 数
総 数	22	12	－	－	274	160	57	28	211	115	181	61	50.5	56.6	37.4	745	376
学 校	－	－	－	－	78	34	14	7	12	8	8	6	49.1	46.7	59.1	112	55
病 院	19	10	－	－	49	29	－	－	25	16	4	－	56.7	59.1	－	97	55
介護老人 保健施設	－	－	－	－	18	11	－	－	10	5	－	－	57.1	57.1	－	28	16
介 護 医 療 院	1	1	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	100.0	100.0	－	2	2
老人福祉 施 設	－	－	－	－	46	24	－	－	63	31	6	－	47.8	50.5	－	115	55
児童福祉 施 設	－	－	－	－	62	42	36	17	53	34	121	41	49.3	66.1	36.9	272	134
社会福祉 施 設	－	－	－	－	9	10	－	－	30	12	13	2	46.2	56.4	15.4	52	24
事 業 所	1	1	－	－	5	2	1	－	－	－	3	1	40.0	50.0	25.0	10	4
寄 宿 舎	－	－	－	－	2	1	3	2	3	1	12	6	50.0	40.0	53.3	20	10
矯正施設	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	100.0	－	100.0	2	2
自 衛 隊	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
一般給食 センター	－	－	－	－	2	4	1	－	－	－	－	－	133.3	200.0	－	3	4
そ の 他	－	－	－	－	2	2	－	－	15	8	14	5	48.4	58.8	35.7	31	15

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況〔西部〕

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	98	4	－	21	15	34	24
指 導 延 数 B	22	－	－	5	2	11	4
1施設当たり指導回数 B ／ A	0.2	－	－	0.2	0.1	0.3	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給 食 施 設 対 指 割 (%)	栄 養 士 の 給 食 に 対 指 割 (%)	栄 養 士 の 給 食 に 対 指 割 (%)	士 食 給 食 に 対 指 割 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設													
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の							
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					施 設 数	延 指 導 件 数
総 数	4	—	—	—	21	5	15	2	34	11	24	4	22.4	27.1	15.4	98	22	
学 校	—	—	—	—	6	3	3	2	1	1	1	—	54.5	57.1	50.0	11	6	
病 院	4	—	—	—	7	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	13	—	
介護老人 保健施設	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	50.0	50.0	—	2	1	
介 護 医 療 院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
老人福祉 施 設	—	—	—	—	3	1	—	—	6	5	1	—	60.0	66.7	—	10	6	
児 童 福 祉 施 設	—	—	—	—	3	—	12	—	16	—	13	—	—	—	—	44	—	
社会福祉 施 設	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	100.0	100.0	—	1	1	
事 業 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
寄 宿 舎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
矯正施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自 衛 隊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般給食 センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	8	4	9	4	47.1	50.0	44.4	17	8	

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況〔西部広島〕

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	125	4	－	54	6	31	30
指 導 延 数 B	52	4	－	26	4	13	5
1施設当たり指導回数 B ／ A	0.4	1.0	－	0.5	0.7	0.4	0.2

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定 給 食 施 設												
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	4	4	-	-	54	26	6	4	31	12	30	6	41.6	47.2	27.8	125	52
学 校	-	-	-	-	21	6	3	3	-	-	2	1	38.5	28.6	80.0	26	10
病 院	3	3	-	-	6	3	-	-	2	-	-	-	54.5	54.5	-	11	6
介護老人 保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
介護 医療院	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	1	1
老人福祉 施設	-	-	-	-	9	5	-	-	11	3	-	-	40.0	40.0	-	20	8
児童福祉 施設	-	-	-	-	14	9	3	1	10	8	18	3	46.7	70.8	19.0	45	21
社会福祉 施設	-	-	-	-	1	1	-	-	5	1	3	-	22.2	33.3	-	9	2
事 業 所	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	50.0	100.0	-	2	1
寄 宿 舎	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	1	25.0	-	33.3	4	1
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	3	1	40.0	50.0	33.3	5	2

[illegible]

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況〔西部東〕

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	152	2	－	62	13	44	31
指 導 延 数 B	65	2	－	33	5	20	5
1施設当たり指導回数 B ／ A	0.4	1.0	－	0.5	0.4	0.5	0.2

(注) 表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する割合 (%)	栄養士 の給食に 導	栄養士 の給食に 導	栄養士 の給食に 導	栄養士 の給食に 導	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定 給 食 施 設														
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの								
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数							
総 数	2	2	-	-	62	33	13	6	44	16	31	8	42.8	47.2	31.8	152	65		
学 校	-	-	-	-	9	3	-	-	3	2	-	-	41.7	41.7	-	12	5		
病 院	2	2	-	-	14	15	-	-	5	4	-	-	100.0	100.0	-	21	21		
介護老人 保健施設	-	-	-	-	4	2	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0	-	4	2		
介 護 医 療 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
老人福祉 施 設	-	-	-	-	9	3	-	-	12	3	-	-	28.6	28.6	-	21	6		
児童福祉 施 設	-	-	-	-	18	6	9	5	13	4	23	4	30.2	32.3	28.1	63	19		
社会福祉 施 設	-	-	-	-	5	3	-	-	7	1	2	2	42.9	33.3	100.0	14	6		
事 業 所	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	2	1	20.0	-	33.3	5	1		
寄 宿 舎	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	3	1	33.3	100.0	20.0	6	2		
矯正施設	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	100.0	-	100.0	1	1		
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
一般給食 センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	40.0	50.0	-	5	2		

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況[東部]

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	187	6	－	81	15	38	47
指 導 延 数 B	90	3	－	46	10	21	10
1施設当たり指導回数 B / A	0.5	0.5	－	0.6	0.7	0.6	0.2

(注) 表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設に対する割合（％）	栄養士の給食に対する割合（％）	栄養士の給食に対する割合（％）	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設												
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総 数	6	3	－	－	81	46	15	10	38	21	47	10	48.1	56.0	32.3	187	90
学 校	－	－	－	－	24	9	6	－	－	－	2	－	28.1	37.5	－	32	9
病 院	5	2	－	－	13	6	－	－	5	1	3	－	34.6	39.1	－	26	9
介護老人保健施設	－	－	－	－	8	3	－	－	2	1	－	－	40.0	40.0	－	10	4
介護医療院	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	100.0	100.0	－	1	1
老人福祉施設	－	－	－	－	13	5	－	－	14	7	1	－	42.9	44.4	－	28	12
児童福祉施設	－	－	－	－	17	19	7	9	7	8	33	10	71.9	112.5	47.5	64	46
社会福祉施設	－	－	－	－	2	1	－	－	8	3	7	－	23.5	40.0	－	17	4
事 業 所	1	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	50.0	50.0	－	2	1
寄 宿 舎	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－
矯正施設	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	100.0	－	100.0	1	1
自 衛 隊	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
一般給食センター	－	－	－	－	1	1	1	－	－	－	－	－	50.0	100.0	－	2	1
そ の 他	－	－	－	－	1	1	－	－	1	1	1	－	66.7	100.0	－	3	2

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況〔東部福山〕

ア 施設数及び指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	47	1	－	16	1	16	13
指 導 延 数 B	85	3	－	31	1	31	19
1施設当たり指導回数 B ／ A	1.8	3.0	－	1.9	1.0	1.9	1.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和2年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設 に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定 給 食 施 設												
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	1	3	-	-	16	31	1	1	16	31	13	19	180.9	197.0	142.9	47	85
学 校	-	-	-	-	2	3	1	1	-	-	3	5	150.0	150.0	150.0	6	9
病 院	1	3	-	-	1	2	-	-	4	9	-	-	233.3	233.3	-	6	14
介護老人 保健施設	-	-	-	-	3	5	-	-	1	2	-	-	175.0	175.0	-	4	7
介 護 医 療 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉 施 設	-	-	-	-	3	6	-	-	3	3	-	-	150.0	150.0	-	6	9
児 童福祉 施 設	-	-	-	-	5	7	-	-	3	12	8	10	181.3	237.5	125.0	16	29
社会福祉 施 設	-	-	-	-	1	5	-	-	3	3	-	-	200.0	200.0	-	4	8
事 業 所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	4	166.7	100.0	200.0	3	5
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 衛 隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食 センター	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	300.0	300.0	-	1	3
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	100.0	100.0	-	1	1

[illegible]

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(令和2年度)

区 分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	24
西 部	2
西 部 広 島	-
西 部 呉	2
西 部 東	9
東 部	6
東 部 福 山	-
北 部	5
食 品 表 示 法 (保 健 事 項)	604
西 部	94
西 部 広 島	83
西 部 呉	24
西 部 東	73
東 部	201
東 部 福 山	55
北 部	74

イ 指導状況(違反事例)

(令和2年度)

区 分	事業者数	品 目 区 分							
		生鮮食品			加工食品				
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
健康増進法(虚偽・誇大表示)	2	-	-	-	-	3	1	-	
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	
西 部 呉	1	-	-	-	-	-	1	-	
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	
北 部	1	-	-	-	-	3	-	-	
食 品 表 示 法 (保 健 事 項)	30	-	-	-	26	2	9	12	
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	
西 部 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-	
西 部 呉	1	-	-	-	10	-	-	-	
西 部 東	19	-	-	-	1	1	7	10	
東 部	7	-	-	-	13	1	2	1	
東 部 福 山	3	-	-	-	2	-	-	1	
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	

※発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和2年度)

区分		総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
人口		935,049	141,213	172,339	22,632	221,239	244,090	47,470	86,066
健康診査	対象者	6,001	703	1,191	106	1,111	2,082	331	477
	受診者	188	21	25	17.0	50	35	37	3
	受診率(%)	3.1	3.0	2.1	16.0	4.5	1.7	11.2	0.6
肝炎ウイルス検査	対象者	369,783	84,626	47,060	12,420	80,319	121,297	17,304	6,757
	受診者	3,361	564	190	30	1,731	487	175	184
	受診率(%)	0.9	0.7	0.4	0.2	2.2	0.4	1.0	2.7

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和2年度)

区 分			総数	西部	西部 広島	西部 呉	西部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
健康 教育	個 別	参加人員	26	-	-	-	-	13	13	-
		実施回数	555	56	266	37	52	72	29	43
	集 団	参加人員	4,284	358	900	644	538	922	280	642
健康 相 談	重 点	実施回数	43	8	19	-	6	5	-	5
		参加人員	496	65	164	-	167	50	-	50
	総 合	実施回数	249	22	36	44	79	34	12	22
		参加人員	3,036	139	372	860	277	694	34	660
訪問 指導	対 象 者 数		2,791	136	65	15	1,289	643	193	450
	被 指 導 実 人 員		1,120	128	53	15	654	135	26	109

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和2年度末現在)

区 分		延 認 証 店 舗 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
禁 煙 支 援	禁 煙 支 援	-	-	-	-	-	-	-	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	19	2	3	-	2	6	5	1
	野 菜 た っ ぷ り	55	2	29	7	5	-	9	3
	塩 分 控 え め	14	1	3	-	3	4	-	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9	-	9	-	-	-	-	-
	塩分控えめ推進・応援	11	3	3	4	-	-	1	-
	朝 食 摂 取 応 援	3	-	3	-	-	-	-	-
	食 事 バ ラ ン ス 応 援	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	111	8	50	11	10	10	15	7
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指導	2	-	-	-	1	-	-	1
	ウォーキング勸奨・応援	13	-	5	-	2	2	-	4
	小 計	15	-	5	-	3	2	-	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	171	15	51	21	25	44	6	9
合 計		297	23	106	32	38	56	21	21
実 店 舗 数		232	20	69	29	31	53	16	14

令和2年3月31日付けで改正した認証基準に合わせて全部修正します。

(5) 食育圏域連絡会議開催状況〔西部〕

(令和2年度)

日時	令和3年2月26日
場所	書面
参加機関数	22
主な議題	意見交換 「食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加に向けた取り組みについて」

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
大竹市立本町保育所		
廿日市市立串戸保育園		
大竹市立小方中学校		
廿日市市立阿品台西小学校		
佐伯中央農業協同組合	総務部総合企画課	
佐伯中央農業協同組合	経済部営農販売課	
大野町漁業協同組合	購買課	
廿日市食品衛生協会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会		
廿日市市栄養士会		
大竹市	健康福祉部保健医療課	
大竹市	健康福祉部福祉課	
大竹市	総務部産業振興課	
大竹市	教育委員会総務学事課	
廿日市市	福祉保健部健康推進課	
廿日市市	福祉保健部こども課	
廿日市市	環境産業部農林水産課	
廿日市市	教育委員会学校教育課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況[西部広島]

(令和2年度)

日時	7月17日（金） （書面会議）	2月8日（月） 13:30～15:00 （web会議）
場所		各々の場所
参加機関数	7名	7名
主な議題	ア 令和2年度の事業計画について イ 市町食育推進計画の推進状況について ウ 令和2年度食育活性化支援事業について	ア 第3次広島県食育推進計画の進捗状況について イ 市町食育推進計画の進捗状況について ウ 情報交換等

会議構成機関

所属名	（担当課等）	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康づくり課	
北広島町	保健課	
西部保健所広島支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況〔西部呉〕

(令和2年度)

日時	令和2年8月4日(火)10:30~12:00	令和3年3月2日(火)10:30~12:00
場所	広島県西部保健所呉支所	広島県西部保健所呉支所
参加機関数	2	2
主な議題	1 令和2年度事業計画について 2 令和2年度食育推進計画に関する取組計画について 3 令和2年度食育活性化支援事業実施に係る協議・決定について 4 情報交換 等	1 令和2年度事業報告について 2 令和2年度食育推進計画に関する取組報告について 3 令和2年度食育活性化支援事業実施報告について 4 情報交換 等

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課	
呉市保健所	地域保健課	
江田島市	保健医療課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況〔西部東〕

(令和2年度)

日時	令和3年2月10日 ～ 令和3年3月12日
場所	書面会議
参加機関数	29
主な議題	・県の食育推進の動向について ・食育活性化支援事業実施報告 ・管内市町及び関係団体の食育推進について ・情報提供

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
竹原市食生活改善推進員会		
東広島地域活動栄養士会		
大崎上島町食生活改善推進員協議会		
広島中央農業協同組合(JA広島中央)		
芸南農業協同組合(JA芸南)		
東広島商工会議所		
黒瀬商工会		
広島県央商工会		
安芸津町商工会		
竹原商工会議所		
大崎上島町商工会		
農林水産物販路拡大推進協議会		
竹原市	健康福祉課	
竹原市	社会福祉課	
竹原市	教育委員会学校教育課	
竹原市	産業振興課	
東広島市	健康増進課	
東広島市	保育課	
東広島市	こども家庭課	
東広島市	教育委員会学事課	
東広島市	農林水産課	
大崎上島町	保健衛生課	
大崎上島町	福祉課	
大崎上島町	教育委員会総務課	
大崎上島町	地域経営課	
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	農村振興課	
西部農業技術指導所		
西部東保健所	生活衛生課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況〔東部〕

(令和2年度)

日時	令和3年1月
場所	書面会議
参加機関数	19機関
主な議題	1 第3次広島県食育推進事業について 2 食育活性化支援事業について 3 各市町及び各機関からの取組状況の報告 4 情報提供 (1) 国の第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点(概要) (2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「地域での食育の推進事業」について (3) 広島県食育推進功労者表彰者(個人・団体)

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	児童保育課	
三原市	農林水産課	
三原市教育委員会	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	農林水産課	
尾道市教育委員会	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	子育て支援課	
世羅町	産業振興課	
世羅町教育委員会	学校教育課	
三原農業協同組合	経済部営農課	
尾道市農業協同組合	総合企画部組合員課	
三原市食生活改善推進員協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部農林水産事務所	尾道農林事業所農村振興課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況[東部福山]

(令和2年度)

日時	令和2年9月24日(木)
場所	広島県福山庁舎(ハイブリッド会議)
参加機関数	15
主な議題	1 食育活性化支援事業について (1) 令和2年度事業計画に係る協議 (2) 令和3年度事業計画に係る協議 2 世羅町(尾三圏域)の取組事例の紹介 ※書面による情報共有【令和3年3月12日付け通知】 1 令和2年度各機関における食育推進に係る取組状況 2 令和2年度食育活性化支援事業実績報告(神石高原町)

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
福山市保健所	健康推進課	
府中市	健康推進課	
府中市	農林課	
府中市教育委員会	教育政策課	
神石高原町	まちづくり推進課	※令和3年度から未来創造課
神石高原町	保健福祉課	
神石高原町	産業課	
神石高原町教育委員会	教育課	
福山食品衛生協会		
府中食品衛生協会		
神石郡食品衛生協会		
福山市農業協同組合	営農経済部組合員課	
生活協同組合ひろしま		
東部教育事務所	教育指導課	
東部保健所福山支所	衛生環境課	
東部保健所福山支所	保健課	

(5) 食育圏域連絡会議開催状況〔北部〕

(令和2年度)

日時	令和2年9月16日 14:00～15:30
場所	広島県三次庁舎 第3庁舎601会議室
参加機関数	15
主な議題	・広島県及び国の食育推進について ・各機関・団体等における食育の取組について ・食育活性化支援事業について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三次市	健康推進課	
三次市	農政課	
三次市教育委員会	学校教育課	
庄原市	保健医療課	
庄原市	農業振興課	
庄原市教育委員会	教育総務課	
三次商工会議所		
庄原商工会議所		
三次農業協同組合	総合企画課	
庄原農業協同組合	営農振興課	
三次市食生活改善推進協議会		
庄原市食生活改善推進員協議会		
広島県北部教育事務所	教育指導課	
広島県北部農林水産事務所	農村振興課	
広島県北部保健所	保健課	

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔全県〕

(令和2年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	15
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	2
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	1
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	122		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	5
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	2
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		122		梅毒	16
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	1
	腸管出血性大腸菌感染症	19		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	19
小 計 C		19	五 類 (定点)	風しん	-
四 類	E型肝炎	2		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	2		小 計 E	63
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	122
	黄熱	-		咽頭結膜熱	769
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,002
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	4,366
	回帰熱	-		水痘	204
	キャサヌル森林病	-		手足口病	350
	Q熱	-		伝染性紅斑	114
	狂犬病	-		突発性発しん	425
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	177
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	79
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	3,435
	重症熱性血小板減少症候群※3	3		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	66
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	118
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	48
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	37
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	24
	つつが虫病	11		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	23
	ニパウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	1
	日本紅斑熱	50		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	13
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	335
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	7
	Bウイルス病	-		小 計 F	11,716
	鼻疽	-	指 定	新型インフルエンザ等感染症 G	-
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	609
	ベネズエラウマ脳炎	-	新	小 計 H	609
	ヘンドラウイルス感染症	-		I	-
	発しんチフス	-	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I		12,617
	ボツリヌス症	-			
	マラリア	-			
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	20			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小 計 D		88			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔西部〕

(令和2年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	32		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		32		梅毒	3
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	6		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
	パラチフス	-		百日咳	1
小 計 C		6		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	1		小 計 E	6
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	7
	黄熱	-		咽頭結膜熱	55
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	85
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	686
	回帰熱	-		水痘	21
	キャサヌル森林病	-		手足口病	15
	Q熱	-		伝染性紅斑	41
	狂犬病	-		突発性発しん	65
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	11
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	4
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	471
	重症熱性血小板減少症候群※3	-		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	5
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	-
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	-
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	-
	つつが虫病	8		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	-
	ニバウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	-
	日本紅斑熱	2		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	63
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	Bウイルス病	-		小 計 F	1,529
	鼻疽	-	指定	新型インフルエンザ等感染症 G	-
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	105
	ベネズエラウマ脳炎	-	新	小 計 H	105
	ヘンドラウイルス感染症	-		I	-
	発しんチフス	-	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I		1,699
	ポツリヌス症	-			
	マラリア	-			
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	10			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小 計 D		21			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔西部広島〕

(令和2年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	10
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	17		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		17		梅毒	-
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	-		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小 計 C		-		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		11
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	-
	黄熱	-		咽頭結膜熱	-
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	-
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	-
	回帰熱	-		水痘	-
	キャサヌル森林病	-		手足口病	-
	Q熱	-		伝染性紅斑	-
	狂犬病	-		突発性発しん	-
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	-
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	-
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	-
	重症熱性血小板減少症候群※3	-		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	-
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	-
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	-
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	-
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	-
	つつが虫病	2		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	-
	ニパウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	-
	日本紅斑熱	1		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	Bウイルス病	-	小 計 F		-
	鼻疽	-	指 定	新型インフルエンザ等感染症 G	-
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	244
	ベネズエラウマ脳炎	-	小 計 H		244
	ヘンドラウイルス感染症	-	I		-
	発しんチフス	-	新		-
	ボツリヌス症	-	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I		276
	マラリア	-	新		
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	1			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
	小 計 D	4			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔西部呉〕

(令和2年)

区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数	
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	-	
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-	
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-	
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-	
	ペスト	-		急性脳炎※5	-	
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-	
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-	
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-	
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-	
	結核	1		ジアルジア症	-	
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-	
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-	
小 計 B		1		梅毒	-	
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-	
	細菌性赤痢	-		破傷風	-	
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-	
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-	
	パラチフス	-		百日咳	-	
小 計 C		1		風しん	-	
四 類	E型肝炎	-		五 類 (定点)	麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-			薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		-	
	エキノコックス症	-	RSウイルス感染症		-	
	黄熱	-	咽頭結膜熱		10	
	オウム病	-	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		-	
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎		67	
	回帰熱	-	水痘		8	
	キャサヌル森林病	-	手足口病		-	
	Q熱	-	伝染性紅斑		2	
	狂犬病	-	突発性発しん		10	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ		-	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎		10	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6		98	
	重症熱性血小板減少症候群※3	-	急性出血性結膜炎		-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎		-	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症		-	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症		-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ		-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症		-	
	つつが虫病	-	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)		-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)		-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7		-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎		-	
	ニパウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎		-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-		
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-		
	ハンタウイルス肺症候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-		
	Bウイルス病	-	小 計 F		205	
	鼻疽	-	新型インフルエンザ等感染症	G	-	
	ブルセラ症	-	指 定	新型コロナウイルス感染症	8	
	ベネズエラウマ脳炎	-		小 計 H		8
	ヘンドラウイルス感染症	-	新	I		-
	発しんチフス	-		総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I		215
	ボツリヌス症	-				
	マラリア	-				
	野兔病	-				
	ライム病	-				
	リッサウイルス感染症	-				
	リフトバレー熱	-				
	類鼻疽	-				
	レジオネラ症	-				
	レプトスピラ症	-				
	ロッキー山紅斑熱	-				
小 計 D		-				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔西部東〕

(令和2年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	1
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	2
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
	小 計 A	-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	20		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	2
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
	小 計 B	20		梅毒	2
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	7		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	16
四 類	小 計 C	7		風しん	-
	E型肝炎	1	五 類 (定点)	麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	1		小 計 E	26
五 類 (定点)	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	65
	黄熱	-		咽頭結膜熱	395
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	286
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	1,278
	回帰熱	-		水痘	54
	キャサヌル森林病	-		手足口病	86
	Q熱	-		伝染性紅斑	57
	狂犬病	-		突発性発しん	162
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	9
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	18
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	1,230
	重症熱性血小板減少症候群※3	-		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	59
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	85
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	40
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	24
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	19
	つつが虫病	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	19
	ニパウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	-
	日本紅斑熱	3		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	89
	ハンタウイルス肺炎候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	6
	Bウイルス病	-		小 計 F	3,984
新 指 定	鼻疽	-	新 指 定	新型インフルエンザ等感染症 G	-
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	117
	ベネズエラウマ脳炎	-	新 指 定	小 計 H	117
	ヘンドラウイルス感染症	-		I	-
	発しんチフス	-	新 指 定	総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	4,163
	ボツリヌス症	-			
	マラリア	-			
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	4			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
	小 計 D	9			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔東部〕

(令和2年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	30		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		30		梅毒	8
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	3		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	2
小 計 C		3		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小 計 E	11
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	35
	黄熱	-		咽頭結膜熱	95
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	264
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	1,135
	回帰熱	-		水痘	49
	キャサヌル森林病	-		手足口病	204
	Q熱	-		伝染性紅斑	3
	狂犬病	-		突発性発しん	79
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	34
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	2
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	886
	重症熱性血小板減少症候群※3	-		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	-
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	27
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	4
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	7
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	5
	つつが虫病	1		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	2
	ニパウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	1
	日本紅斑熱	42		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	9
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	81
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	Bウイルス病	-		小 計 F	2,923
	鼻疽	-	指定	新型コロナウイルス感染症	35
	ブルセラ症	-		小 計 H	35
	ベネズエラウマ脳炎	-	新	I	-
	ヘンドラウイルス感染症	-		総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	3,048
	発しんチフス	-			
	ポツリヌス症	-			
	マラリア	-			
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	3			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小 計 D		46			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔東部福山〕

(令和2年)

区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	ア메ーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	-
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	5		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	2
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	-
	鳥インフルエンザ (H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		5		梅毒	1
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小 計 C		1		風しん	-
四 類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		3
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	2
	黄熱	-		咽頭結膜熱	6
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	49
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	706
	回帰熱	-		水痘	13
	キャサヌル森林病	-		手足口病	18
	Q熱	-		伝染性紅斑	6
	狂犬病	-		突発性発しん	43
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	45
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	18
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	172
	重症熱性血小板減少症候群※3	1		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	-
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	3
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	3
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	2
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	-
	つつが虫病	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	-
	ニパウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	-
	日本紅斑熱	1		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	41
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	Bウイルス病	-	小 計 F		1,127
	鼻疽	-	新 型	新型コロナウイルス等感染症	G
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	37
	ベネズエラウマ脳炎	-	指 定		-
	ヘンドラウイルス感染症	-		小 計 H	37
	発しんチフス	-	新	I	-
	ボツリヌス症	-		総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,176
	マラリア	-	新		
	野兔病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	1			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
	小 計 D	3			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

感染症対策

(1) 感染症発生状況〔北部〕

(令和2年)

区 分	疾 病 名	件 数	区 分	疾 病 名	件 数
一 類	エボラ出血熱	-	五 類 (全数)	アメルバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	1
小 計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	-
二 類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	17		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	-
	鳥インフルエンザ (H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ (H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小 計 B		17		梅毒	2
三 類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	1
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小 計 C		1		風しん	-
四 類	E型肝炎	1		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小 計 E		7
	エキノコックス症	-	五 類 (定点)	RSウイルス感染症	13
	黄熱	-		咽頭結膜熱	208
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	318
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎	494
	回帰熱	-		水痘	59
	キャサヌル森林病	-		手足口病	27
	Q熱	-		伝染性紅斑	5
	狂犬病	-		突発性発しん	66
	コクシジオイデス症	-		ヘルパンギーナ	78
	サル痘	-		流行性耳下腺炎	27
	ジカウイルス感染症	-		インフルエンザ※6	578
	重症熱性血小板減少症候群※3	2		急性出血性結膜炎	-
	腎症候性出血熱	-		流行性角結膜炎	2
	西部ウマ脳炎	-		性器クラミジア感染症	3
	ダニ媒介脳炎	-		性器ヘルペスウイルス感染症	1
	炭疽	-		尖圭コンジローマ	4
	チクングニア熱	-		淋菌感染症	-
	つつが虫病	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-
	デング熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	東部ウマ脳炎	-		細菌性髄膜炎※7	-
	鳥インフルエンザ※4	-		マイコプラズマ肺炎	2
	ニバウイルス感染症	-		無菌性髄膜炎	-
	日本紅斑熱	1		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1
	日本脳炎	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	61
	ハンタウイルス肺症候群	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	1
	Bウイルス病	-	小 計 F		1,948
	鼻疽	-	新 型	新型コロナウイルス等感染症	G
	ブルセラ症	-		新型コロナウイルス感染症	63
	ベネズエラウマ脳炎	-	指 定		-
	ヘンドラウイルス感染症	-		小 計 H	63
	発しんチフス	-	新	I	-
	ボツリヌス症	-		総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	2,041
	マラリア	-	新		
	野兎病	-			
	ライム病	-			
	リッサウイルス感染症	-			
	リフトバレー熱	-			
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	1			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
	小 計 D	5			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※4 H5N1及びH7N9を除く

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※6 鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和2年12月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		922,822	143,661	166,158	22,932	221,239	236,495	46,895	85,442
計		207	45	9	1	36	87	11	18
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	30	8	4	－	－	9	－	9
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	16	4	4	－	2	3	－	3
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	9	－	－	1	1	4	1	2
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		13	3	1	－	1	4	－	4
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		139	30	－	－	32	67	10	－
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		7.4	10.4	5.4	4.4	1.8	8.5	2.1	21.1

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対)＝
$$\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$$

イ 結核患者新規登録状況

(令和2年)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
管 内 人 口		922,822	143,661	166,158	22,932	221,239	236,495	46,895	85,442
計 (A + B)		87	22	17	1	19	17	1	10
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	35	14	6	－	5	5	－	5
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	23	5	9	－	4	3	－	2
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	12	2	－	1	5	1	1	2
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		17	1	2	－	5	8	－	1
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		9.4	15.3	10.2	4.4	8.6	7.2	2.1	11.7
潜 在 性 結 核 感 染 症		41	10	6	－	1	14	3	7

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。
(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)
(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和2年12月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	96 (30)	22 (14)	17 (6)	1 (-)	14 (5)	31 (5)	1 (-)	10 (-)
0 歳 ～ 4 歳	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 歳 ～ 9 歳	2 (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
10 歳 ～ 14 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15 歳 ～ 19 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20 歳 ～ 29 歳	10 (-)	1 (-)	1 (-)	1 (-)	2 (-)	4 (-)	- (-)	1 (-)
30 歳 ～ 39 歳	8 (3)	1 (-)	4 (1)	- (-)	- (1)	3 (1)	- (-)	- (-)
40 歳 ～ 49 歳	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
50 歳 ～ 59 歳	3 (1)	1 (1)	1 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)
60 歳 ～ 69 歳	12 (5)	2 (2)	3 (2)	- (-)	1 (1)	6 (-)	- (-)	- (-)
70 歳 ～	57 (20)	17 (11)	5 (2)	- (-)	8 (3)	17 (4)	1 (-)	9 (-)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和2年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
一般住民	対 象 者 数	305,240	43,975	45,313	16,431	60,327	87,464	18,482	33,248
	受 診 者 数	32,599	3,090	5,406	1,176	11,125	6,689	2,085	3,028
	受 診 率 (%)	10.7	7.0	11.9	7.2	18.4	7.6	11.3	9.1



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況〔全県〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		386,554	228,732	59.2	13,554	81,450	-	-	212
	事 業 者	従 業 者	50,073	175,377	350.2	6,213	36,164			165
	学 校 長	生 徒	6,936	6,884	99.3	975	5,737			-
		学 生	7,578	6,996	92.3	198	6,794			47
	施 設 長	入 所 者	8,050	6,876	85.4	1,615	5,069			-
	市町長	一般住民	313,917	32,599	10.4	4,553	27,686			-
知 事 (保健所長)		計	1,052	983	93.4	32	476	-----(-)----- 		

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔西部〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		52,957	11,814	22.3	1,566	10,209	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	6,720	6,508	96.8	940	5,559			-
	学 校 長	生 徒	1,147	1,133	98.8	430	703			-
		学 生	311	311	100.0	58	253			-
	施 設 長	入 所 者	804	772	96.0	138	634			-
	市町長	一般住民	43,975	3,090	7.0	-	3,060			-
知 事 (保健所長)		計	377	374	99.2	16	63	(-)6	(-)6	283
		接触者健診	304	301	99.0	16	-	(-)6	(-)6	283
		集団健診	10	10	100.0		-	(-)6	(-)6	-
		管理検診	63	63	100.0		63			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔西部広島〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		64,151	15,238	23.8	2,166	13,072	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	5,534	5,335	96.4	486	4,849			-
	学 校 長	生 徒	1,516	1,506	99.3	-	1,506			-
		学 生	1,768	1,758	99.4	44	1,714			-
	施 設 長	入 所 者	1,343	1,233	91.8	111	1,122			-
	市町長	一般住民	53,990	5,406	10.0	1,525	3,881			-
知 事 (保健所長)		計	149	149	100.0	-	149	(-) _	(-) _	-
		接触者健診	96	96	100.0	-	96	(-) _	(-) _	-
		集団健診	-	-	- _	-	-	(-) _	(-) _	-
		管理検診	53	53	100.0		53			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔西部呉〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		18,485	3,205	17.3	8	3,189	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	1,791	1,772	98.9	8	1,757			-
	学 校 長	生 徒	38	38	100.0	-	38			-
		学 生	13	13	100.0	-	13			-
	施 設 長	入 所 者	212	206	97.2	-	205			-
	市町長	一般住民	16,431	1,176	7.2	-	1,176			-
知 事 (保健所長)		計	12	12	100.0	-	12	(-) _	(-) _	1
		接触者健診	2	2	100.0	-	2	(-) _	(-) _	1
		集団健診	-	1	-	-	-	(-) _	(-) _	-
		管理検診	10	10	100.0		10			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔西部東〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		82,138	158,972	193.5	3,882	21,612	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	15,006	141,542	943.2	2,995	5,571			-
	学 校 長	生 徒	1,547	1,542	99.7	253	1,129			-
		学 生	3,545	3,174	89.5	-	3,170			-
	施 設 長	入 所 者	1,713	1,589	92.8	634	932			-
	市町長	一般住民	60,327	11,125	18.4	-	10,810			-
知 事 (保健所長)		計	114	95	83.3	-	50	(-) -	(-) -	45
		接触者健診	77	61	79.2	-	16	(-) -	(-) -	45
		集団健診	-	-	-	-	-	(-) -	(-) -	-
		管理検診	37	34	91.9		34			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔東部〕

(令和2年度)

実施主体	対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
			受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計	105,097	23,340	22.2	1,153	22,046	-	-	167
	事 業 者	従 業 者	12,534	12,026	95.9	541	11,485		120
	学 校 長	生 徒	1,666	1,650	99.0	214	1,424		-
		学 生	1,532	1,375	89.8	47	1,328		47
	施 設 長	入 所 者	1,901	1,600	84.2	351	1,135		-
	市町長	一般住民	87,464	6,689	7.6	-	6,674		-
知 事 (保健所長)	計	224	176	78.6	-	99	(-)	(-)	70
	接触者健診	83	76	91.6	-	11	(-)	(-)	70
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	141	100	70.9		88			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔東部福山〕

(令和2年度)

実施主体	対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
			受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計	21,957	5,402	24.6	45	5,357	-	-	3
	事 業 者	従 業 者	2,456	2,357	96.0	45	2,312		3
	学 校 長	生 徒	446	442	99.1	-	442		-
		学 生	12	12	100.0	-	12		-
	施 設 長	入 所 者	561	506	90.2	-	506		-
	市町長	一般住民	18,482	2,085	11.3	-	2,085		-
知 事 (保健所長)	計	32	32	100.0	-	23	(-)	(-)	9
	接触者健診	14	14	100.0	-	5	(-)	(-)	9
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	18	18	100.0		18			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

② 実施主体別実施状況〔北部〕

(令和2年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		41,769	10,761	25.8	4,734	5,965	-	-	42
	事 業 者	従 業 者	6,032	5,837	96.8	1,198	4,631			42
	学 校 長	生 徒	576	573	99.5	78	495			-
		学 生	397	353	88.9	49	304			-
	施 設 長	入 所 者	1,516	970	64.0	381	535			-
	市町長	一般住民	33,248	3,028	9.1	3,028	-			-
知 事 (保健所長)		計	144	144	100.0	-	80	(-) _	(-) _	71
		接触者健診	100	100	100.0	-	36	(-) _	(-) _	71
		集団健診	-	-	-	-	-	(-) _	(-) _	-
		管理検診	44	44	100.0		44			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の
対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	161	55	28	7	21	26	5	19
(再掲)新規登録患者	96	20	18	2	17	20	3	16
構 成 比	59.6	36.4	64.3	28.6	81.0	76.9	60.0	84.2
延 人 員	523	118	117	21	102	59	12	94
(再掲)新規登録患者	260	20	93	9	17	43	3	75
構 成 比	49.7	16.9	79.5	42.9	16.7	72.9	25.0	79.8

(注)(再掲)欄の新規登録患者とは、令和元年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和2年度)

		計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
全 県	指導件数	3,428	-	72	17	27	47	521	2,738	6
	うち施設指導分	95	-	10	6	-	31	31	11	6
西 部	指導件数	123	-	-	5	8	5	105	-	-
	うち施設指導分	34	-	-	5	-	5	24	-	-
西 部 広 島	指導件数	273	-	-	-	8	21	244	-	-
	うち施設指導分	12	-	-	-	-	10	2	-	-
西 部 呉	指導件数	7	-	-	1	-	-	-	-	6
	うち施設指導分	6	-	-	-	-	-	-	-	6
西 部 東	指導件数	248	-	17	4	4	-	-	223	-
	うち施設指導分	17	-	5	1	-	-	-	11	-
東 部	指導件数	2,556	-	26	2	6	7	-	2,515	-
	うち施設指導分	2	-	-	-	-	2	-	-	-
東 部 福 山	指導件数	65	-	5	1	-	10	49	-	-
	うち施設指導分	11	-	-	-	-	10	1	-	-
北 部	指導件数	156	-	24	4	1	4	123	-	-
	うち施設指導分	13	-	5	-	-	4	4	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔西部〕

(令和2年度)

日時	令和2年9月7日
場所	西部保健所 401会議室
参加人数	20名
主な議題	(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針等について (2) 新型コロナウイルス感染症における広島県の対応状況と今後の取組について (3) 新型コロナウイルス感染症の管内の対応状況等について

会議構成メンバー(9月7日)

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
	理事	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹市薬剤師会	会長	
廿日市市薬剤師会	会長	
広島西医療センター	診療部長	
広島総合病院	診療部長	
	感染防止室科長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	所長	
廿日市警察署	所長	
大竹市消防本部	消防課長	
廿日市市消防本部	警防課長	
	救急係長	
大竹市保健医療課	課長	
廿日市市健康推進課	課長	
西部保健所	所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔西部広島〕

(令和2年度)

日時		
場所		
参加人数	開催なし	
主な議題		

会議構成メンバー

[illegible]

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔西部呉〕

(令和2年度)

日時		
場所		
参加人数	開催なし	
主な議題		

会議構成メンバー

所属	職名	備考
安芸地区医師会	会員	
佐伯地区医師会	会員	
呉市薬剤師会	会員	
医療関係者	病院・診療所職員等	
呉市	行政職員	
江田島市	行政職員	
消防署	行政職員	
警察署	行政職員	
保健所	行政職員	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔西部東〕

(令和2年度)

日時	令和2年7月16日	令和3年2月
場所	広島県 東広島庁舎会議棟2階会議室	書面開催
参加人数	16名	22名
主な議題	・令和元年度感染症対策協議会事業報告 ・令和2年度感染症対策協議会事業計画(案) ・感染症に関する情報提供	・令和2年度感染症対策協議会事業報告 ・令和3年度感染症対策協議会事業計画(案) ・感染症に関する情報提供

会議構成メンバー

所属	職名	備考
竹原地区医師会	理事	
東広島地区医師会	理事	
賀茂東部医師会	会長	
豊田郡医師会	会長	
東広島市歯科医師会	会長	
竹原・豊田歯科医師会	会長	
竹原薬剤師会	会長	
東広島薬剤師会	代表理事	
国立病院機構 東広島医療センター	院長	
広島県立安芸津病院	院長	
広島大学保健管理センター	センター長	
広島県竹原警察署	署長	
広島県東広島警察署	署長	
竹原市	市長	
東広島市	市長	
大崎上島町	町長	
竹原市教育委員会	教育長	
東広島市教育委員会	教育長	
大崎上島町教育委員会	教育長	
東広島市消防局	局長	
広島県西部東保健所	保健所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔東部〕

(令和2年度)

日時	令和3年3月11日
場所	書面会議
参加人数	20名
主な議題	1 委員長・副委員長の選任について 2 情報提供 3 今後の事業計画について ・Web環境について ・取り組み内容について ・研修会について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	泌尿器科部長	
三原赤十字病院	看護師	
厚生連尾道総合病院	主任部長	
尾道市立市民病院	皮膚科医長	
公立みつぎ総合病院	副院長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立世羅中央病院	内科部長	
三原薬剤師会	理事	
尾道薬剤師会	理事	
三原消防本部	課長	
尾道市消防局	課長	
三原市	主任	
尾道市	課長補佐	
世羅町	主査	
東部厚生環境事務所・東部保健所	保健所長	

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔東部福山〕

(令和2年度)

日時		
場所		
参加人数	開催なし	
主な議題		

会議構成メンバー

[illegible]

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況〔北部〕

(令和2年度)

日時		
場所		
参加人数	開催なし	
主な議題		

会議構成メンバー

[illegible]

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和2年度)

区 分		相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
		計A+B+C	電話相談A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
全 県	計	432	348	84	－	159	156
	男 性	308	250	58	－	103	101
	女 性	124	98	26	－	56	55
西 部	計	53	38	15	－	15	15
	男 性	35	27	8	－	8	8
	女 性	18	11	7	－	7	7
西 島部 広	計	41	41	－	－	21	20
	男 性	32	32	－	－	12	12
	女 性	9	9	－	－	9	8
西 部 呉	計	37	26	11	－	11	11
	男 性	19	13	6	－	6	6
	女 性	18	13	5	－	5	5
西 部 東	計	180	129	51	－	50	49
	男 性	130	93	37	－	36	35
	女 性	50	36	14	－	14	14
東 部	計	45	45	－	－	28	28
	男 性	34	34	－	－	21	21
	女 性	11	11	－	－	7	7
東 山部 福	計	40	36	4	－	24	23
	男 性	26	22	4	－	13	12
	女 性	14	14	－	－	11	11
北 部	計	36	33	3	－	10	10
	男 性	32	29	3	－	7	7
	女 性	4	4	－	－	3	3

(6) 健康教育実施状況

(令和2年度)

（令和2年度）

西部 部	区 分	種 別 内 訳		
		計	結核	
	実施回数	1	1	
	参加延人員	100	100	
	（対象内訳）		廿日市市	
西部 広島	区 分	種 別 内 訳		
		計	エイズ	
	実施回数	2	2	
	参加延人員	137	137	
	（対象内訳）		高校生	
東部 福山	区 分	種 別 内 訳		
		計	新型コロナウイルス感染症	
	実施回数	8	8	
	参加延人員	199	199	
	（対象内訳）		-	
北部 部	区 分	種 別 内 訳		
		計	結核	新型コロナウイルス感染症
	実施回数	3	1	2
	参加延人員	67	15	52
	（対象内訳）		庄原市	

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況及び
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和2年度)

	計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
全 県	775	524	251
西 部	7	7	－
西 部 広 島	34	24	10
西 部 呉	10	8	2
西 部 東	51	33	18
東 部	260	153	107
東 部 福 山	388	294	94
北 部	25	5	20

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和2年度)

	検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
		HCV抗体検査		HBs抗原検査
			うちHCV核酸増幅検査	
全 県	5	6	－	6
西 部	－	－	－	－
西 部 広 島	1	2	－	2
西 部 呉	－	－	－	－
西 部 東	－	－	－	－
東 部	－	－	－	－
東 部 福 山	－	－	－	－
北 部	－	－	－	－

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
申 請 数	1	-	-	-	-	-	1	-
交 付 数	1	-	-	-	-	-	1	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
申 請 数	1,613	64	24	156	89	199	918	105
交 付 数	1,778	64	24	155	89	359	917	105

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
申 請 数	202	13	7	40	21	41	59	12
交 付 数	202	13	7	40	21	41	59	12

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令

区 分	計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
申 請 数	6	-	-	-	1	2	1	2
交 付 数	6	-	-	-	1	2	1	2

和2年度)

管外
—
—

和2年度)

管外
58
65

和2年度)

管外
9
9

和2年度)

管外
—
—

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和2年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他
総実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 相談事業の状況

(令和2年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
総実施数									
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 市町指導・支援の状況

(令和2年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	西 部	西部広島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東部福山	北 部
実 施 数	企画・連携・調整	26	4	14	-	5	3	-	-
	調査・研究	3	-	-	-	3	-	-	-
	情報の収集・提供	22	2	14	-	3	3	-	-

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数は6月30日現在, 通院患者数は3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	57	3	1	7	5	13	22	3	54	3
医療保護入院患者数	1,543	176	245	70	245	576	63	144	1,519	24
自立支援医療受給者数(精神通院)	17,287	2,237	2,891	3,851	3,087	3,472	614	1,135	17,287	－
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	148	9	9	15	25	17	57	16	148	－

(注)通報件数は, 令和2年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和3年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計	12,706	1,496	1,912	2,776	2,382	2,672	540	928
1 級	640	96	89	151	120	124	26	34
2 級	7,980	923	1,100	1,827	1,457	1,764	326	583
3 級	4,086	477	723	798	805	784	188	311

(4) 相談指導実施状況

(令和2年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	247	18	52	9	49	37	19	46	230	17	
	延 人 員	1,108	53	763	21	115	61	19	55	1,087	21	
	内	老人精神保健	15	2	3	3	4	－	3	－	15	－
		社 会 復 帰	70	－	62	7	－	－	1	－	70	－
		ア ル コ ー ル	12	1	4	－	2	1	1	3	12	－
		薬 物	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		ギャンブル	5	－	－	－	1	2	－	2	5	－
		ゲ ー ム	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		思 春 期	10	4	－	－	4	－	－	2	10	－
		心の健康づくり	342	－	310	10	3	5	14	－	342	－
		摂食障害	1	－	－	－	－	－	－	1	1	－
		てんかん	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		そ の 他	628	42	384	1	101	53	－	47	628	－
	訳	(再 掲) ひ き こ も り	(33)	(－)	(18)	(1)	(5)	(7)	(－)	(2)	(33)	－
		(再 掲) 自 殺 関 連	(7)	(2)	(1)	(－)	(3)	(1)	(－)	(－)	(7)	－
		(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	－
		(再 掲) 犯 罪 被 害	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	－
(再 掲) 災 害		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	－	
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(241)	(4)	(223)	(－)	(8)	(6)	(－)	(－)	(241)	－	
電 話 相 談 延 人 員			607		201	576	625	314	168	(2,491)	－	
	(再 掲) ひ き こ も り		(7)		(1)	(30)	(12)	(－)	(6)	(56)	－	
	(再 掲) 自 殺 関 連		(44)			(40)	(14)	(15)		(113)	－	
	(再 掲) 措置入院等退院支援		(－)			(178)	(149)	(98)	(27)	(452)	－	

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(3) 組織育成支援状況

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
計	22	12	5	－	2	3	－	－	22	－
患 者 会	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
家 族 会	8	－	5	－	2	1	－	－	8	－
断 酒 会	12	12	－	－	－	－	－	－	12	－
ボランティア	2	－	－	－	－	2	－	－	2	－

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(5) 家庭訪問指導状況

(令和2年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		68	6	10	5	17	10	11	9	68	-
延 人 員		187	17	31	21	35	35	36	12	187	-
内 訳	老 人 精 神 保 健	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-
	社 会 復 帰	64	-	19	17	-	-	22	6	64	-
	ア ル コ ー ル	12	2	-	4	2	4	-	-	12	-
	薬 物	4	2	-	-	-	-	2	-	4	-
	ギ ャ ン ブ ル	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	心 の 健 康 づ く り	21	-	9	-	-	-	12	-	21	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	てんかん	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	そ の 他	81	13	3	-	29	31	-	5	81	-
	(再 掲) ひ き こ も り	(14)	(-)	(7)	(-)	(6)	(1)	(-)	(-)	(14)	-
	(再 掲) 自 殺 関 連	(16)	(1)	(-)	(-)	(9)	(4)	(2)	(-)	(16)	-
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(82)	(-)	(-)	(13)	(16)	(24)	(26)	(3)	(82)	-

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会 (令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 施 回 数	40	5	15	－	9	3	8	－	40	
対 象 者 数	23	4	7	－	5	3	4	－	23	
参加延人数	176	43	61	－	－	24	48	－	176	

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会 (令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 施 回 数	4	－	2	1	－	－	1	－	4	
対 象 者 数	4	－	2	1	－	－	1	－	4	
参加延人数	27	－	21	1	－	－	5	－	27	

ウ その他の事例検討会

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	管 内 市 町 計	管 外
実 施 回 数	40	5	5	－	8	14	2	6	40	
対 象 者 数	40	3	7	－	8	14	2	6	40	
参加延人数	310	35	44	－	58	111	14	48	310	

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

区 分	計	(令和2年度)									
		西部	西部東		東部			東部福山			北部
		種別内訳	種別内訳		種別内訳			種別内訳			種別内訳
		研修会 (かかりつけ医)	会議	研修会	地域医療連携 研修会	リーフレット配布	自殺予防週間	研修会	資料送付	展示	研修会
実 施 回 数	12	1	1	1	中止	1	1	1	3	2	1
対 象 者		医師等	竹原市自殺対策 ネットワーク会議	保健, 医療, 福祉, 介護, 教育, 職域関 係職員		管内一般住民	来庁者	自殺対策関係 者	自殺対策関係機関	来庁者	医療・保健・福祉・ 消防・警察等
参加延人数 (配布部数)	20,617	149	17	38	—	20,000	—	129	202	60	22

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和2年度)															
区 分	計	西部					西部東	東部				北部			
		種別内訳					種別内訳	種別内訳				種別内訳			
		パーソナリティ障害	思春期	依存症	地域包括支援事業	地域生活支援事業	アルコール	精神保健福祉研修会	精神保健福祉緊急対応連絡会議	管内精神保健福祉担当者会	ひきこもり研修会	パーソナリティ障害	アルコール	引きこもり	
		研修会	事例検討会	研修会	協議会	部会	庁舎内啓発活動	研修会	会議	会議	研修会	研修会	研修会	研修会	
実 施 回 数	12	1	1	1	1	1	1	中止	1	1	1	1	1	1	
対 象 者		管内精神保健福祉関係者	管内精神保健福祉関係者	管内精神保健福祉関係者	管内精神保健福祉関係者	管内精神保健福祉関係者	庁舎を訪れる県民等			医療保健福祉関係者	市町保健福祉関係者	家族市町保健福祉関係者	市保健師・保育士・助産師等	医療・保健・福祉関係者	引きこもり支援関係者
参加延人数 (配布部数)	258	37	10	24	13	15	56		24	(書面)	13	24	21	21	

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和3年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	7	3	－	－	2	2	－	－
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	87	16	21	－	14	19	6	11
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	8	1	－	1	3	2	－	1
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	103	34	12	－	15	28	8	6
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	1,252	182	208	29	260	391	72	110
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	40	6	9	1	7	9	3	5
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	7	2	1	1	1	1	－	1
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	6	2	－	－	3	－	－	1
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	172	27	30	7	31	50	10	17
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	140	23	26	2	43	29	6	11
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	28	4	2	2	9	7	2	2
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	4	－	1	－	2	1	－	－
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	76	15	11	1	20	16	5	8
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	211	37	28	2	53	73	10	8
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	11	－	3	－	3	5	－	－
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	6	－	1	－	3	2	－	－
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	12	1	2	2	3	2	－	2
022	もやもや病	神経・筋疾患	128	15	24	4	18	40	17	10
023	プリオン病	神経・筋疾患	3	1	－	－	－	－	1	1
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	－	－	－	－	－	－	－	－

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	3	1	1	-	-	1	-	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	35	11	5	2	4	8	3	2
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	32	-	9	1	10	11	-	1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	24	2	6	1	4	5	2	4
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	2	-	1	-	-	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	28	5	6	-	6	7	2	2
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫系疾患	20	1	5	-	3	10	1	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	14	5	2	-	1	1	4	1
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	17	3	-	2	2	5	2	3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	75	12	10	3	14	18	9	9
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	24	4	1	2	2	12	1	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	30	6	4	-	11	7	-	2
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	33	5	7	1	3	10	1	6
047	バージャー病	免疫系疾患	26	2	6	-	5	6	-	7
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	464	101	63	13	117	117	20	33
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫系疾患	204	30	18	8	57	55	15	21
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	240	42	37	4	58	62	15	22
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	79	12	10	2	22	26	1	6
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	74	15	8	1	16	22	2	10

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
054	成人スチル病	免疫系疾患	26	4	2	1	9	7	-	3
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	9	2	3	-	1	1	-	2
056	ベーチェット病	免疫系疾患	114	16	21	2	29	30	6	10
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	123	17	25	4	11	38	5	23
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	23	-	5	1	7	4	1	5
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	2	1	-	-	-	1	-	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	65	11	11	2	9	21	7	4
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	7	2	-	-	1	3	1	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	5	-	-	-	3	1	-	1
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	130	28	21	4	25	39	3	10
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	3	1	-	1	-	1	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	21	3	6	-	6	1	4	1
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	120	15	17	3	35	25	7	18
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	89	11	19	2	22	25	3	7
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	55	9	10	2	11	17	1	5
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	304	56	43	5	65	96	21	18
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	104	6	30	-	19	21	4	24
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	272	48	45	4	65	79	13	18
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	19	3	7	1	3	3	2	-
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	21	6	2	-	6	4	1	2
075	クッシング病	内分泌系疾患	9	1	1	-	2	4	1	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	23	6	2	-	3	5	4	3
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	135	26	22	6	31	32	5	13
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	14	2	-	-	7	3	2	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	5	2	-	-	1	2	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	77	14	11	1	12	29	1	9
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	157	14	22	10	43	36	9	23
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	35	5	6	1	4	13	1	5
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	48	10	7	-	11	15	-	5
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	6	-	1	-	2	1	1	1
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	171	15	34	4	33	64	12	9
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	2	-	-	-	-	1	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	161	35	43	6	27	31	5	14
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	9	2	1	-	1	4	1	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	74	8	15	2	11	30	5	3
096	クローン病	消化器系疾患	326	56	64	7	70	91	22	16
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	995	178	191	11	230	272	37	76
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	7	3	-	-	1	2	-	1
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	5	-	1	-	3	1	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	32	-	5	-	8	17	2	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	5	3	-	-	1	-	-	1
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	2	-	-	-	1	1	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	2	-	1	-	-	-	1	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	4	1	1	-	-	1	-	1
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	3	-	-	-	1	2	-	-
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	8	2	1	-	1	3	-	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	3	-	1	-	1	1	-	-
145	ウェスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
151	ラスマッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	9	-	1	-	4	-	1	3
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	16	5	5	-	2	-	2	2
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	7	1	-	1	-	4	1	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	8	2	3	-	2	-	-	1
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	3	-	1	-	1	1	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	-	-	-	-	-	1
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	-	-	1	-	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
186	ロスマンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	-	-	-	-	-	-
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2	-	-	-	-	2	-	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
193	プラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
194	ソース症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	5	-	2	-	3	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	2	-	-	-	-	2	-	-
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	18	1	3	-	2	7	-	5
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	2	-	-	-	1	1	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	83	7	21	1	20	16	6	12
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	7	-	3	-	1	3	-	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	9	1	3	-	4	1	-	-
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	4	-	1	1	-	1	-	1
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
232	カーニー複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	4	3	-	-	-	1	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
244	メーブルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	4	1	2	-	1	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
263	脳髄黄色腫症	代謝系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
264	無βリポタンパク血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	2	-	-	-	1	1	-	-
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	26	6	6	-	8	4	1	1
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーム病	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	5	1	-	-	-	1	2	1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
285	ファンconi貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	2	-	-	-	-	-	-	2
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	5	1	1	-	1	1	-	1
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	24	5	6	-	3	7	1	2
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
303	アッシュャー症候群	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承認総件数		7,963	1,310	1,354	177	1,755	2,232	435	700
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	112	10	13	2	32	33	13	9
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子変化に伴う症候群・内分泌疾患	1	-	-	-	-	-	1	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β —ケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L—アミノ酸炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	6	2	-	-	-	3	-	1
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和3年3月31日現在)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
承認総件数	15	-	2	1	2	5	-	5
スモン	14	-	2	1	2	5	-	4
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-	-	-	-	-
重症急性膵炎	1	-	-	-	-	-	-	1
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜 移植によるクロイツフェルト・ヤ コブ病に限る)	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和3年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
	承 認 総 件 数	1,201	232	231	22	314	254	54	94
1	悪 性 新 生 物	142	23	27	4	35	31	8	14
2	慢 性 腎 疾 患	59	18	8	2	13	12	1	5
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	27	4	5	1	5	7	3	2
4	慢 性 心 疾 患	294	57	55	11	80	50	18	23
5	内 分 泌 疾 患	287	56	65	2	83	56	10	15
6	膠 原 病	35	3	5	1	11	10	－	5
7	糖 尿 病	67	11	15	1	18	18	－	4
8	先 天 性 代 謝 異 常	27	3	5	－	8	7	－	4
9	血 液 疾 患	31	15	6	－	2	3	2	3
10	免 疫 疾 患	13	1	5	－	1	4	－	2
11	神 経 ・ 筋 疾 患	110	20	18	－	28	30	6	8
12	慢 性 消 化 器 疾 患	59	5	12	－	15	16	2	9
13	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	19	4	2	－	5	4	4	－
14	皮 膚 疾 患	7	2	1	－	3	1	－	－
15	骨 系 統 疾 患	23	9	2	－	7	5	－	－
16	脈 系 統 疾 患	1	1	－	－	－	－	－	－

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和2年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他
総実施数	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-
西部呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部福山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 相談事業の状況

(令和2年度)

（令和５年度）

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者	そ の 他
総実施数	4	32	2	13	17	32	2	13	17
西 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部広島	1	14	1	7	6	14	1	7	6
西 部 呉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東	1	13	-	6	7	13	-	6	7
東 部	1	3	-	-	3	3	-	-	3
東 部 福 山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部	1	2	1	-	1	2	1	-	1

(5) 相談事業の実施状況

(令和2年度)

区 分		計	西部		西部広島		西部呉		西部東		東部		東部福山		北部	
			管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外	管内	管外
指定難病	実 人 員	1,185	276	-	239	-	-	-	5	-	-	-	434	-	226	5
	延 人 員	1,638	276	-	355	-	-	-	211	-	-	-	546	-	244	6
	申 請 等	1,478	276	-	205	-	-	-	201	-	-	-	546	-	244	6
	医 療															
	病 気・病 状	41	-	-	39	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	治 療・服 薬	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看 護・日 常 生 活	33	-	-	27	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-
	福 祉 制 度	20	-	-	18	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	就 労	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就 学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食 事・栄 養	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小児慢性特定疾病	歯 科	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	51	-	-	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実 人 員	172	42	-	78	-	-	-	1	-	3	-	24	-	24	-
	延 人 員	296	42	-	109	-	-	-	59	-	4	-	56	-	26	-
	申 請 等	240	42	-	60	-	-	-	58	-	-	-	54	-	26	-
	医 療															
	病 気・病 状	5	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-
	治 療・服 薬	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看 護・日 常 生 活	36	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	福 祉 制 度	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就 労	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就 学	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食 事・栄 養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	歯 科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	8	-	-	6	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和2年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延人員 計	839	934	1,773
西 部	301	318	619
西 部 広 島	139	225	364
西 部 呉	18	25	43
西 部 東	1	14	15
東 部	110	60	170
東 部 福 山	129	16	145
北 部	141	276	417

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	19	-	13	3	3	-	-	-
延 人 員	27	-	19	3	5	-	-	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部 部	東 部 福 山	北 部
実 人 員	2	-	1	-	1	-	-	-
延 人 員	2	-	1	-	1	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和2年度)

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
開 催 回 数	4	-	2	-	1	1	-	-
実 人 員	51	-	26	-	25	-	-	-
延 人 員	54	-	26	-	25	3	-	-

(注)開催場所別に計上している。

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和2年度)

開催回数	2
西 部	—
西 部 広 島	2
西 部 呉	—
西 部 東	—
東 部	—
東 部 福 山	—
北 部	—
参 加 人 数	47
西 部	—
西 部 広 島	47
西 部 呉	—
西 部 東	—
東 部	—
東 部 福 山	—
北 部	—

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和2年度)

	開催回数	相談実人員	相談延人員
全 県	6	6	6
西 部	-	-	-
西部広島	-	-	-
西部呉	-	-	-
西部東	-	-	-
東 部	6	6	6
東部福山	-	-	-
北 部	-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和2年度)

	年 齢	相談実人員	相談延人員
全 県	乳 児	-	-
	1～3歳未満	1	1
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	5	5
	合 計	6	6
西 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西部 広島	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 呉	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
西 部 東	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
東 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	1	1
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	5	5
	合 計	6	6
東部 福山	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-
北 部	乳 児	-	-
	1～3歳未満	-	-
	3～6歳未満	-	-
	6歳以上	-	-
	合 計	-	-

(イ) 疾患別内訳

(令和2年度)

	年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
全 県	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	1	-	-	-	1	2
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	1	1	2	-	6	10
	合 計	2	1	2	-	7	12
西 部	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-
西 部 呉	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-
西 部 東	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-
東 部	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	1	-	-	-	1	2
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	1	1	2	-	6	10
	合 計	2	1	2	-	7	12
東 部 福 山	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-
北 部	乳 児	-	-	-	-	-	-
	1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
	3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
	6歳以上	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和2年度)

	合計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
開催回数	-	-	-	-	-	-	-	-
参加人数	-	-	-	-	-	-	-	-

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和2年度)

合計	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部
20	4	2	-	2	4	7	1

イ 相談内容

(令和2年度)

相談区分	延 件 数 計	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	10	4	1	-	2	3	-	-
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	-	-	-	-	-	-	-	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	2	-	-	-	1	1	-	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-	-	-	-	-	-	-	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	4	-	1	-	-	-	3	-
計	16	4	2	-	3	4	3	-
石綿健康被害救済給付に関するもの	10	-	-	-	1	4	4	1

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和2年度)

	総 数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
相 談	50件	-件	44件	-件	6件	-件	-件	-件
家 庭 訪 問	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和2年度)

	総 数	西 部	西部広島	西部呉	西部東	東 部	東部福山	北 部
開 催 回 数	9回	1回	4回	2回	1回	1回	-回	-回
参 加 人 数	94人	7人	59人	16人	7人	5人	-人	-人

母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山
計（延件数）	844	140	210	16	206	172	27
実人員	473	75	105	10	115	112	15

(2) 不妊検査費等助成の申請状況

(令

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山
件数	809	43	482	76	50	39	103

(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令

区 分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山
連 絡 票 件 数	39	11	7	1	8	7	1
保 健 指 導 延 人 員	48	6	8	1	12	6	1

和2年度)

北 部
73
41

和2年度)

北 部
16

和2年度)

北 部
4
14

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(令和3年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 県	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		16,869	2,266	2,754	500	3,606	4,645	1,012	2,086
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	4,154	557	685	99	940	1,220	190	463
	仕 出 し ・ 弁 当	1,694	178	269	40	372	482	116	237
	旅 館	316	55	50	6	53	98	15	39
	そ の 他	2,158	368	336	68	354	661	121	250
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		1,053	146	164	24	204	293	74	148
乳 処 理 業		6	1	1	-	1	1	1	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		18	1	3	-	4	5	1	4
集 乳 業		2	-	-	-	-	1	-	1
魚 介 類 販 売 業		1,455	204	223	85	302	366	94	181
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		12	1	1	-	3	5	-	2
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		10	-	-	1	3	5	-	1
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		105	25	10	12	18	30	6	4
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		30	6	1	1	7	8	1	6
喫 茶 店 営 業		1,682	268	363	18	434	383	80	136
あ ん 類 製 造 業		9	5	2	-	-	2	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		29	2	2	2	6	9	2	6
乳 類 販 売 業		1,828	217	305	58	413	495	117	223
食 肉 処 理 業		53	4	14	1	13	7	2	12
食 肉 販 売 業		1,335	154	221	49	298	327	108	178
食 肉 製 品 製 造 業		17	1	1	-	1	7	1	6
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		3	-	1	-	1	-	-	1
食 用 油 脂 製 造 業		14	-	-	4	3	3	1	3
マーガリン又はショートニング製造業		1	-	-	-	1	-	-	-
み そ 製 造 業		74	2	8	3	15	12	11	23
し ょ う 油 製 造 業		40	3	4	6	13	4	1	9
ソ ー ス 類 製 造 業		17	1	6	-	2	4	3	1
酒 類 製 造 業		57	2	10	2	23	8	2	10
豆 腐 製 造 業		53	2	7	1	11	18	3	11
納 豆 製 造 業		1	-	-	-	-	-	-	1
め ん 類 製 造 業		64	2	8	3	6	22	5	18
総 菜 製 造 業		482	53	48	14	88	127	53	99
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		23	2	2	-	1	11	2	5
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		44	3	6	1	11	17	2	4
氷 雪 製 造 業		14	1	1	2	2	5	-	3
氷 雪 販 売 業		16	2	2	-	3	9	-	-

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（令和3年3月31日現在）

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		12,565	1,426	2,312	473	1,695	2,349	1,278	3,032
給 食 施 設	学 校	65	6	3	3	5	31	6	11
	病 院 ・ 診 療 所	101	6	3	6	9	56	6	15
	事 業 所	17	－	－	2	－	13	－	2
	そ の 他	453	57	57	13	67	146	34	79
乳 搾 取 業		181	36	34	－	13	16	13	69
食 品 製 造 業		2,832	164	300	139	286	197	510	1,236
野 菜 果 物 販 売 業		1,373	56	352	76	242	216	110	321
総 菜 販 売 業		1,368	84	386	62	227	218	117	274
菓 子（パンを含む）販 売 業		1,864	131	462	74	265	427	162	343
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		3,515	831	577	83	478	796	263	487
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものを除く）の製造業		7	－	－	1	－	4	1	1
添 加 物 の 販 売 業		489	7	51	9	59	178	43	142
氷 雪 採 取 業		－	－	－	－	－	－	－	－
器 具 ・ 容 器 包 装，おもちゃの 製 造 業 又 は 販 売 業		300	48	87	5	44	51	13	52

ウ 食品関係条例対象施設数(許可を要しない施設の再掲)

(令和3年3月31日現在)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
計		2,284	372	313	188	432	603	133	243
加工水産物販売業		1,873	267	279	73	380	511	130	233
加工水産物製造業		151	14	15	22	13	75	3	9
魚介類等行商業		34	2	4	10	6	11	－	1
かき作業場	一 類	178	77	14	65	22	－	－	－
	二 類	48	12	1	18	11	6	－	－

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔西部〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	17	68	2,754
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	10	40	
	集 団 給 食	大量調理施設	5	20	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	96	288	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	7	21	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	144	288	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	219	438	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	94	94	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	65	65	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	358	358	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設) (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上 記 以 外		567	284	
1回/3年	上 記 以 外		359	108	
1回/4年	上 記 以 外		38	10	
1回/5年	上 記 以 外		1,733	347	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設				
合 計			3,712	2,429	2,754

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔西部広島〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	34	136	3,604
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	4	16	
	集 団 給 食	大量調理施設	19	76	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	15	45	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	6	18	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	28	56	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	312	624	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	246	246	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	103	103	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	1,020	1,020	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上 記 以 外		2,017	1,009	
1回/3年	上 記 以 外		-	-	
1回/4年	上 記 以 外		8	2	
1回/5年	上 記 以 外		1,243	249	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設				
合 計			5,055	3,600	3,604

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔西部呉〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	22	88	974
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	2	8	
	集 団 給 食	大量調理施設	3	12	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	73	219	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	8	24	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	17	34	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	42	84	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	98	98	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	21	21	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	187	187	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上 記 以 外	飲食店営業(一般食堂, その他)	164	82	
1回/3年	上 記 以 外	加工水産物販売	72	24	
1回/4年	上 記 以 外	喫茶1類, 3類	4	1	
1回/5年	上 記 以 外	氷雪販売, 喫茶2類, 行商, 上記以外の許可外販	248	49	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設		-	-	
合 計			961	931	974

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況〔西部東〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	54	216	3,937
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	1	4	
	集 団 給 食	大量調理施設	18	72	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	22	66	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	21	63	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	28	56	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	388	776	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設	62	124	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	308	308	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	71	71	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	591	591	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上 記 以 外		933	466	
1回/3年	上 記 以 外		353	117	
1回/4年	上 記 以 外		1,277	319	
1回/5年	上 記 以 外		597	119	
合 計			4,724	3,368	3,937

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔東部〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	52	208	7,320
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	19	76	
	集 団 給 食	大量調理施設	22	88	
3回	食 品 製 造 業	規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	57	171	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	391	782	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	408	816	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	130	130	
	飲 食 店 営 業	旅館, 飲食店(一般食堂・その他)	2,029	2,029	
		学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	222	222	
	食 品 販 売 業	許可を要する販売業, 喫茶店営業	1,158	1,158	
1回/2年	上 記 以 外	上記以外の許認可を要する販売業, 自動販売機, 魚介類行商, 加工水産物販売業, 氷雪販売業	1,025	513	
	上 記 以 外	許可不要の販売業, 製造業	1,500	750	
1回/3年	上 記 以 外	該当なし			
1回/4年	上 記 以 外	該当なし			
1回/5年	上 記 以 外	該当なし			
随時	器具又は容器包装製造施設	把握なし			
合 計			7,013	6,943	7,320

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔東部福山〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	11	44	1,537
		大量製造食品	4	16	
		危険度の高い食品(レトルト食品等)	3	12	
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	－		
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	2	8	
	集 団 給 食	大量調理施設	4	16	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	－		
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	6	18	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	60	120	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	172	344	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	92	92	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	329	329	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	－		
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	477	477	
1回／2年	上 記 以 外	飲食店営業(一般食堂)	－		
1回／3年	上 記 以 外	飲食店営業(その他)	1,206	362	
1回／4年	上 記 以 外	喫茶店営業, 乳類販売業, 加工水産物販売業	86	22	
1回／5年	上 記 以 外	氷雪販売業, 魚介類等行商業, 魚介類せり売り業, 食品の冷蔵業, 上記以外の許可外営業	13	3	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設		－		
合 計			2,465	1,863	1,537

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況〔北部〕

(令和2年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	10	40	3,398
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	7	28	
	集 団 給 食	大量調理施設	9	36	
3回	食 品 製 造 業	県特産品(かき作業場)	-		
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	24	72	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	27	54	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	273	546	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	322	322	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	102	102	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類	364	364	
	そ の 他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	608	608	
1回/2年	上 記 以 外		495	248	
1回/3年	上 記 以 外		90	30	
1回/4年	上 記 以 外		2,698	1,349	
1回/5年	上 記 以 外		136	27	
随時	器具又は容器包 装 製 造 施 設				
合 計			5,165	3,826	3,398

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和2年度)

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 県			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数
計		17,022	12,672	－	2,285	1,451	－	2,828	1,802	－	500	354	－	3,628	2,288	－	4,643	4,155	－	1,054	830	－	2,086	1,792	－
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	4,306	2,105	－	568	308	－	709	340	－	99	46	－	981	448	－	1,270	624	－	216	85	－	463	254	－
	仕 出 し ・ 弁 当	1,591	1,720	－	168	170	－	264	272	－	40	49	－	334	263	－	431	577	－	117	100	－	237	289	－
	旅 館	319	135	－	58	23	－	52	19	－	6	－	－	55	19	－	94	53	－	15	10	－	39	11	－
	そ の 他	2,136	928	－	359	35	－	328	122	－	68	11	－	353	218	－	665	363	－	113	44	－	250	135	－
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		1,040	1,041	－	146	135	－	159	136	－	24	21	－	202	171	－	288	357	－	73	48	－	148	173	－
乳 処 理 業		6	54	－	1	10	－	1	10	－	－	－	－	1	4	－	1	17	－	1	4	－	1	9	－
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
乳 製 品 製 造 業		18	74	－	1	10	－	3	6	－	－	－	－	4	5	－	5	23	－	1	4	－	4	26	－
集 乳 業		2	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	8	－	－	－	－	1	3	－
魚 介 類 販 売 業		1,453	1,472	－	200	184	－	231	208	－	85	59	－	300	274	－	358	427	－	98	125	－	181	195	－
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		13	20	－	2	－	－	1	－	－	－	－	－	3	2	－	5	17	－	－	－	－	2	1	－
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		10	22	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	3	8	－	5	10	－	－	－	－	1	4	－
食品の冷凍または冷蔵業		104	145	－	24	13	－	10	16	－	12	20	－	18	14	－	30	68	－	6	11	－	4	3	－
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		29	45	－	6	1	－	1	－	－	1	－	－	6	16	－	8	23	－	1	2	－	6	3	－
喫 茶 店 営 業		1,804	771	－	292	87	－	403	127	－	18	6	－	459	109	－	411	346	－	85	41	－	136	55	－
あ ん 類 製 造 業		10	87	－	6	72	－	2	7	－	－	－	－	－	－	－	2	8	－	－	－	－	－	－	－
アイスクリーム類製造業		30	66	－	2	7	－	2	7	－	2	6	－	6	5	－	10	24	－	2	3	－	6	14	－
乳 類 販 売 業		1,887	1,385	－	229	2	－	319	200	－	58	45	－	422	303	－	508	468	－	128	144	－	223	223	－
食 肉 処 理 業		52	220	－	4	145	－	12	21	－	1	2	－	13	12	－	8	26	－	2	1	－	12	13	－
食 肉 販 売 業		1,326	1,215	－	153	7	－	224	196	－	49	47	－	292	263	－	318	366	－	112	134	－	178	202	－
食 肉 製 品 製 造 業		17	192	－	1	154	－	1	－	－	－	－	－	1	3	－	7	28	－	1	1	－	6	6	－
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		3	30	－	－	4	－	1	4	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	22	－
食 用 油 脂 製 造 業		14	10	－	－	－	－	－	－	－	4	2	－	3	4	－	3	－	－	1	2	－	3	2	－
マーガリン又はショートニング製造業		1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
み そ 製 造 業		77	48	－	3	－	－	10	7	－	3	6	－	14	11	－	13	4	－	11	11	－	23	9	－
し ょ う 油 製 造 業		42	47	－	4	2	－	4	9	－	6	10	－	13	13	－	5	3	－	1	1	－	9	9	－
ソ ー ス 類 製 造 業		17	15	－	1	4	－	6	1	－	－	－	－	2	3	－	4	5	－	3	－	－	1	2	－
酒 類 製 造 業		55	37	－	2	2	－	10	6	－	2	－	－	23	13	－	6	10	－	2	－	－	10	6	－
豆 腐 製 造 業		57	65	－	2	－	－	8	11	－	1	4	－	12	6	－	19	35	－	4	3	－	11	6	－
納 豆 製 造 業		1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－
め ん 類 製 造 業		66	83	－	2	－	－	8	6	－	3	3	－	7	3	－	22	37	－	6	9	－	18	25	－
総 菜 製 造 業		435	389	－	44	5	－	47	49	－	14	15	－	79	61	－	101	133	－	51	45	－	99	81	－
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		23	93	－	2	61	－	2	4	－	－	－	－	1	13	－	11	7	－	2	2	－	5	6	－
食 品 の 放 射 線 照 射 業		－	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清 涼 飲 料 水 製 造 業		45	99	－	3	－	－	7	17	－	1	2	－	11	12	－	17	64	－	2	－	－	4	4	－
氷 雪 製 造 業		13	21	－	－	6	－	1	1	－	2	－	－	3	3	－	4	11	－	－	－	－	3	－	－
氷 雪 販 売 業		20	19	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	3	4	－	13	13	－	－	－	－	－	－	－

(注)施設数は、令和2年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数
計		12,586	10,852	-	1,427	1,303	-	2,227	1,802	-	473	620	-	1,777	1,649	-	2,370	3,165	-	1,280	707	-	3,032	1,606	-
給食施設	学 校	73	95	-	6	2	-	11	12	-	3	2	-	5	-	-	31	57	-	6	7	-	11	15	-
	病 院 ・ 診 療 所	103	22	-	6	4	-	3	2	-	6	4	-	11	1	-	56	5	-	6	6	-	15	-	-
	事 業 所	18	12	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	13	11	-	-	-	-	2	1	-
	そ の 他	454	210	-	58	19	-	57	26	-	13	6	-	66	8	-	146	78	-	35	29	-	79	44	-
乳 搾 取 業		181	6	-	36	-	-	34	-	-	-	-	-	13	1	-	16	-	-	13	-	-	69	5	-
食 品 製 造 業		2,581	1,450	-	164	343	-	58	254	-	139	343	-	286	191	-	201	238	-	497	25	-	1,236	56	-
野 菜 果 物 販 売 業		1,423	1,419	-	56	159	-	379	282	-	76	54	-	258	237	-	220	369	-	113	116	-	321	202	-
総 菜 販 売 業		1,416	1,411	-	84	144	-	416	247	-	62	47	-	243	255	-	222	385	-	115	125	-	274	208	-
菓 子（パンを含む）販 売 業		1,929	1,607	-	131	163	-	498	268	-	74	48	-	281	288	-	436	449	-	166	137	-	343	254	-
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		3,582	2,807	-	831	186	-	622	587	-	83	56	-	494	339	-	796	1,010	-	269	124	-	487	505	-
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		7	23	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	17	-	4	2	-	1	-	-	1	-	-
添 加 物 の 販 売 業		511	974	-	7	136	-	55	84	-	9	48	-	75	169	-	178	279	-	45	93	-	142	165	-
水 雪 採 取 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ おもちゃの製造業又は販売業		308	816	-	48	147	-	94	40	-	5	8	-	44	143	-	51	282	-	14	45	-	52	151	-

(注)施設数は、令和2年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数	施設数	監視指導 延施設数	行政処分件数
計		2,345	2,754	－	385	516	－	334	409	－	188	395	－	450	477	－	603	595	－	142	138	－	243	224	－
加 工 水 産 物 販 売 業		1,925	1,569	－	274	171	－	299	254	－	73	51	－	396	280	－	511	455	－	139	136	－	233	222	－
加 工 水 産 物 製 造 業		150	125	－	13	12	－	15	16	－	22	7	－	13	8	－	75	78	－	3	2	－	9	2	－
魚 介 類 等 行 商 業		37	11	－	2	2	－	5	2	－	10	2	－	8	2	－	11	3	－	－	－	－	1	－	－
かき作業場	一類	183	873	－	82	298	－	14	133	－	65	292	－	22	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	二類	50	176	－	14	33	－	1	4	－	18	43	－	11	37	－	6	59	－	－	－	－	－	－	－

(注)施設数は、令和2年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
		収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由	収去試験 検体数	不良検体 数	不良理由
総 数		2,662	3		281	-		327	-		187	-		483	1		843	-		295	-		246	2	
食 品	小 計	2,615	3		267	-		310	-		187	-		483	1		831	-		291	-		246	2	
	魚 介 類	433	-		49	-		46	-		98	-		114			111			9			6		
	冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	4	-	-	-	-		-	-		-	-				3						1		
		凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	11	-	-	-	-		-	-		-	-				7			4					
		凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	24	-	-	4	-		8	-		-	-		4		4			1			3		
		生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	-	-	-	-	-		-	-		-	-				-								
	魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	185	-	-	49	-		15	-		3	-		62		31			16			9			
	肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	160	-	-	27	-		11	-		5	-		69		35			8			5			
	乳 製 品	69	-	-	33	-		6	-		-	-		2		17			3			8			
	乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む）	5	-	-	-	-		3	-		-	-				-			2						
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓	47	-	-	-	-		5	-		3	-		4		15			5			15			
	穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	166	1	大腸菌群陽性	19	-		8	-		9	-		37		32			45			16	1	大腸菌群陽性	
	野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	672	-	-	52	-		80	-		59	-		86		114			128			153			
	品	菓 子 類	233	2	食品表示違反 保存料 検出、大腸菌群陽性	15	-		24	-		3	-		28	1	食品表示違反 保存料検出	102			38			23	1
清 涼 飲 料 水		174	-	-	6	-		26	-		-	-		47			83			10			2		
酒 精 飲 料		3	-	-	-	-		-	-		-	-				-						3			
氷 雪		-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
水		20	-	-	-	-		1	-		7	-		10		2									
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品		40	-	-	-	-		-	-		-	-		14		15			11						
そ の 他 の 食 品		369	-	-	13	-		77	-		-	-		6		260			11			2			
添 加 物 及 び そ の 製 剤		-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
器 具 及 び 容 器 包 装		-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
お も ち や		-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
乳	洗 浄 剤	-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
	小 計	47	-		14	-		17	-		-	-		-	-		12	-		4	-		-	-	
	生 乳	-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
	牛 乳	43	-	-	14	-		17	-		-	-				8			4						
	低 脂 肪 牛 乳	2	-	-	-	-		-	-		-	-				2									
	加 工 乳	-	-	-	-	-		-	-		-	-				-									
そ の 他 の 乳		2	-	-	-	-		-	-		-	-				2									

(5) 集団食中毒発生状況

(令和2年度)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1										
2		該当なし								
3										
4										
5										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和2年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 東	東 部	北 部
行 政 区 域 内 人 口		2,818,806	1,752,691	220,657	759,409	86,049
計	施 設 数	204	197	2	3	2
	立 入 検 査 件 数	33	1	2	3	27
	計 画 給 水 人 口	300,001	149,176	32,825	44,905	73,095
	現 在 給 水 人 口	281,732	136,700	31,992	41,742	71,298
上 水 道	施 設 数	12	6	2	2	2
	立 入 検 査 件 数	32	1	2	2	27
	計 画 給 水 人 口	288,606	141,786	32,825	40,900	73,095
	現 在 給 水 人 口	270,483	129,669	31,992	37,524	71,298
簡易水道	施 設 数	5	4	－	1	－
	立 入 検 査 件 数	1	－	－	1	－
	計 画 給 水 人 口	11,395	7,390	－	4,005	－
	現 在 給 水 人 口	10,786	6,568	－	4,218	－
専 用 水 道	施 設 数	8	8	－	－	－
	立 入 検 査 件 数	－	－	－	－	－
	現 在 給 水 人 口	463	463	－	－	－
簡易専用水道	施 設 数	174	174	－	－	－
	立 入 検 査 件 数	－	－	－	－	－
小規模水道	施 設 数	5	5	－	－	－
	立 入 検 査 件 数	－	－	－	－	－

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和2年3月31日現在である。

(注2)施設数は、令和元年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は令和2年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和2年度)

区分	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
登 録 頭 数	50,046	7,240	8,174	858	11,365	12,259	4,588	5,562
	(3,079)	(568)	(631)	(52)	(-)	(902)	(530)	(396)
予 防 注 射 頭 数	37,021	5,638	6,145	585	7,815	8,944	4,755	3,139

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1)薬事監視指導状況

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西部広島			西 部 呉			西 部 東			東 部			東部福山			北 部		
		施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）	施設数	立入検査件数	監視指導率（％）
計		4,225	992	23.5	440	95	21.6	731	76	10.4	109	42	38.5	1,161	215	18.5	1,045	398	38.1	353	34	9.6	386	132	34.2
薬 局		544	319	58.6	79	36	45.6	90	25	27.8	10	9	90.0	116	52	44.8	167	149	89.2	30	7	23.3	52	41	78.8
（うち健康サポート薬局）		(16)	(13)	(81.3)	(2)	(1)	(50.0)	(2)	(－)	(－)	(1)	(1)	(100.0)	(3)	(5)	(166.7)	(7)	(5)	(71.4)	(－)	(－)	－	(1)	(1)	(100.0)
薬局製造販売業（薬局製造業）		32	7	21.9	6	2	33.3	8	1	12.5	2	－	－	6	2	33.3	6	－	－	1	－	－	3	2	66.7
医薬品販売業	小 計	296	175	59.1	35	26	74.3	50	8	16.0	14	15	107.1	64	37	57.8	81	51	63.0	12	8	66.7	40	30	75.0
	店 舗 販 売 業	199	119	59.8	29	21	72.4	35	7	20.0	8	5	62.5	42	24	57.1	52	34	65.4	10	8	80.0	23	20	87.0
	卸 売 販 売 業	78	43	55.1	6	5	83.3	11	1	9.1	－	－	－	21	13	61.9	29	17	58.6	1	－	－	10	7	70.0
	薬 種 商 販 売 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特例販売業	19	13	68.4	－	－	－	4	－	－	6	10	166.7	1	－	－	－	－	－	1	－	－	7	3	42.9
	駅 構 内 売 店	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高度管理医療機器等の販売業・貸与業	486	214	44.0	55	21	38.2	87	26	29.9	5	2	40.0	119	42	35.3	140	79	56.4	25	7	28.0	55	37	67.3
管理医療機器販売業・貸与業		2,856	272	9.5	265	10	3.8	496	16	3.2	76	14	18.4	855	82	9.6	648	118	18.2	281	11	3.9	235	21	8.9
再生医療等製品販売業		11	5	45.5	－	－	－	－	－	－	2	2	100.0	1	－	－	3	1	33.3	4	1	25.0	1	1	100.0

(注) 施設数は、令和3年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(令和2年度)																								
区 分	全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 奥			西 部 東			東 部			東 部 福 山			北 部		
	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)	施設 数	立入 検査 件数	監視 指 導 率 (%)
計	666	365	54.8	91	54	59.3	103	40	38.8	19	21	110.5	153	72	47.1	208	117	56.3	30	11	36.7	62	50	80.6
製 造 業	41	37	90.2	12	11	91.7	4	1	25.0	1	1	100.0	12	16	133.3	7	5	71.4	3	1	33.3	2	2	100.0
輸 入 業	4	4	100.0	2	4	200.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小 計	606	324	53.5	74	39	52.7	96	39	40.6	17	20	117.6	138	56	40.6	195	112	57.4	26	10	38.5	60	48	80.0
一 般	429	180	42.0	62	26	41.9	62	14	22.6	4	3	75.0	108	44	40.7	145	69	47.6	16	3	18.8	32	21	65.6
農 業 用 品 目	174	143	82.2	12	13	108.3	34	25	73.5	12	16	133.3	30	12	40.0	49	43	87.8	9	7	77.8	28	27	96.4
特 定 品 目	3	1	33.3	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-
小 計	15	-	-	3	-	-	2	-	-	1	-	-	3	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気 め っ き 事 業	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒 物 劇 物 運 送 事 業	12	-	-	3	-	-	1	-	-	1	-	-	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 施設数は、令和3年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(令和2年)

区 分		全 県			西 部			西 部 広 島			西 部 呉			西 部 東 部			東 部			東 部 福 山			北 部		
		施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率	施設 数	立入 検査 件数	監視 (%) 指導 率
計		8,968	2,014	22.5	768	154	20.1	891	105	11.8	1,546	273	17.7	1,127	229	20.3	1,477	806	54.6	2,640	275	10.4	519	172	33.1
麻 薬	小 計	1,728	686	39.7	142	49	34.5	156	37	23.7	304	91	29.9	219	70	32.0	306	261	85.3	495	122	24.6	106	56	52.8
	家庭麻薬製造業者	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 業 者	21	35	166.7	-	-	-	-	-	-	4	4	100.0	3	8	266.7	5	11	220.0	6	9	150.0	3	3	100.0
	小 売 業 者	801	440	54.9	69	39	56.5	74	29	39.2	141	63	44.7	106	46	43.4	138	153	110.9	226	71	31.4	47	39	83.0
	病 院	142	93	65.5	12	10	83.3	11	6	54.5	26	16	61.5	20	12	60.0	23	24	104.3	41	17	41.5	9	8	88.9
	一 般 診 療 所	633	90	14.2	56	-	-	59	2	3.4	111	2	1.8	76	2	2.6	113	58	51.3	176	25	14.2	42	1	2.4
	歯 科 診 療 所	3	1	33.3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	100.0	1	-	-	-	-	-
	飼 育 動 物 診 療 施 設	98	22	22.4	5	-	-	8	-	-	18	5	27.8	13	2	15.4	15	10	66.7	34	-	-	5	5	100.0
	研 究 者	29	5	17.2	-	-	-	2	-	-	4	1	25.0	1	-	-	11	4	36.4	11	-	-	-	-	-
	大 麻 研 究 者	4	3	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	100.0	1	-	-	-	-	-
向 精 神 薬	小 計	3,687	684	18.6	317	55	17.4	372	34	9.1	628	91	14.5	464	83	17.9	595	273	45.9	1,101	90	8.2	210	58	27.6
	卸 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	162	48	29.6	6	5	83.3	11	1	9.1	23	4	17.4	21	13	61.9	29	15	51.7	62	6	9.7	10	4	40.0
	免許みなし薬局	930	441	47.4	79	40	50.6	90	26	28.9	151	64	42.4	116	52	44.8	167	162	97.0	274	57	20.8	53	40	75.5
	小 売 業 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病 院	153	88	57.5	13	10	76.9	11	5	45.5	30	16	53.3	20	12	60.0	23	24	104.3	46	13	28.3	10	8	80.0
	一 般 診 療 所	1,388	79	5.7	127	-	-	146	2	1.4	246	2	0.8	174	2	1.1	211	58	27.5	395	14	3.5	89	1	1.1
	歯 科 診 療 所	853	2	0.2	73	-	-	95	-	-	154	-	-	102	-	-	126	2	1.6	261	-	-	42	-	-
	飼 育 動 物 診 療 施 設	182	22	12.1	17	-	-	18	-	-	23	5	21.7	27	2	7.4	37	10	27.0	55	-	-	5	5	100.0
	試 験 研 究 施 設	19	4	21.1	2	-	-	1	-	-	1	-	-	4	2	50.0	2	2	100.0	8	-	-	1	-	-
覚 せ い 剤	小 計	7	2	28.6	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	2	66.7	1	-	-	-	-	-
	施 用 機 関	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研 究 者	6	2	33.3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3	2	66.7	1	-	-	-	-	-
覚 せ い 剤	小 計	3,542	639	18.0	309	50	16.2	363	34	9.4	611	91	14.9	444	76	17.1	570	267	46.8	1,042	63	6.0	203	58	28.6
	取 扱 者	28	35	125.0	-	-	-	1	-	-	5	4	80.0	5	8	160.0	6	12	200.0	7	7	100.0	4	4	100.0
	薬 局	930	427	45.9	79	40	50.6	90	26	28.9	151	64	42.4	116	52	44.8	167	164	98.2	274	41	15.0	53	40	75.5
	病 院 ・ 診 療 所	2,394	158	6.6	213	10	4.7	252	8	3.2	430	18	4.2	296	14	4.7	360	84	23.3	702	15	2.1	141	9	6.4
	飼 育 動 物 診 療 施 設	182	19	10.4	17	-	-	18	-	-	23	5	21.7	27	2	7.4	37	7	18.9	55	-	-	5	5	100.0
原 料	研 究 者	8	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和2年12月31日現在である。
(注2) 研究者については、人員数である。
(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。
国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。
本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づいた「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。
このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一体となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体として図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和2年度)

検査項目	試験 検査 数			不適 件 数
		西 部	西 部 東	
ホルムアルデヒド	13	9	4	－
有機水銀化合物	3	3		－
アゾ化合物	9	3	6	－

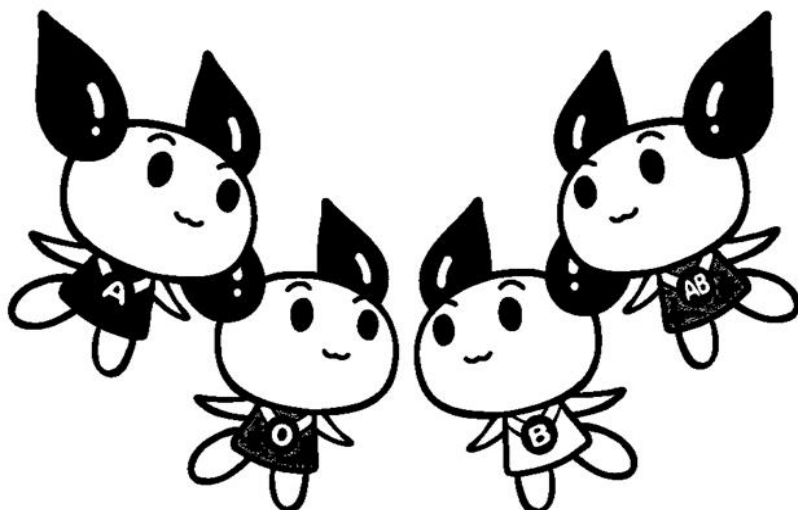
(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(6) 献血状況

(令和2年度)

区 分		総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
受 付 者 数		24,065	3,195	6,638	904	6,471	4,585	832	1,440
献 血 者	計	20,926	2,823	5,835	813	5,692	3,852	720	1,191
	200mL	80	－	14	－	－	66	－	－
	400mL	20,846	2,823	5,821	813	5,692	3,786	720	1,191

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけっちゃん

(7)温泉監視指導状況

(令和2年度)

区 分		全 県			西 部			西 部 東			東 部			北 部		
		施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)
計		308	4	1.3	151	-	-	41	1	2.4	85	3	3.5	31	-	-
温 泉	源 泉	298	4	1.3	141		-	41	1	2.4	85	3	3.5	31		-
	利 用 施 設	10	-	-	10		-	-		-	-		-	-		-

(注1) 施設数は、令和3年3月31日現在である。
(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔全県〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	626	1,605	120	(514) 105	-	-	-
	法による届出	575	1,343	99	(415) 92	-	-	-
	条例による届出	53	254	20	(99) 13	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	14	44	4	(11) 5	-	-	-
	法による届出	14	44	4	(11) 5	-	-	-
一般粉じん	計	324	1,449	21	(863) 185	-	-	-
	法による届出	98	602	10	(643) 98	-	-	-
	条例による届出	224	844	11	(220) 87	-	-	-
特定粉じん	計	63	-	62	(55) 55	13	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	63	-	62	(50) 50	8	-	-
水銀	計	32	55	1	(41) 27	-	-	-
	法による届出	32	55	1	(41) 27	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	62	86	5	(23) 17	-	1	1
水質汚濁	計	3,151	-	214	208	24	-	-
	法による届出	2,754	-	181	193	24	-	-
	条例による届出	397	-	33	15	-	-	-
	法による許可	222	-	59	139	15	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数	行 政 指 導 件 数
						(許可取消) 改善命令等	
土壌汚染対策	計	-	-	477	14	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	2	11	-	-
	法による届出	-	-	423	1	-	-
	法による申請	-	-	7	2	-	-
	条例による報告	-	-	45	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔西部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	109	298	19	(8) 4	-	-	-
	法による届出	106	290	19	(8) 4	-	-	-
	条例による届出	3	8	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	16	-	(4) 2	-	-	-
	法による届出	5	16	-	(4) 2	-	-	-
一般粉じん	計	35	130	3	(3) 2	-	-	-
	法による届出	14	40	1	(1) 1	-	-	-
	条例による届出	21	90	2	(2) 1	-	-	-
特定粉じん	計	26	-	26	(14) 14	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	26		26	(14) 14	-	-	-
水銀	計	5	14	-	(4) 2	-	-	-
	法による届出	5	14	-	(4) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	11	17	1	(9) 5	-	-	-
水質汚濁	計	426		38	28	2	-	-
	法による届出	383		35	26	2	-	-
	条例による届出	43		3	2	-	-	-
	法による許可	55		14	59	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壤汚染対策の状況〔西部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数	行政指導 件 数
						(許可取消) (改善命令等)	
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	32	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			27	-	-	-
	法による申請			3	-		
	条例による報告			2	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔西部広島〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	161	316	29	(-) / -	-	-	-
	法による届出	150	287	24	(-) / -	-	-	-
	条例による届出	11	29	5	(-) / -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(-) / -	-	-	-
	法による届出	1	1	-	(-) / -	-	-	-
一般粉じん	計	87	401	8	(35) / 4	-	-	-
	法による届出	24	186	4	(25) / 2	-	-	-
	条例による届出	63	215	4	(10) / 2	-	-	-
特定粉じん	計	11	-	11	(7) / 7	1	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) / -	-	-	-
	排出等作業届出	11		11	(7) / 7	1	-	-
水銀	計	8	10	-	(-) / -	-	-	-
	法による届出	8	10	-	(-) / -	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	15	-	(4) / 2	-	-	-
水質汚濁	計	857		48	51	6	-	-
	法による届出	773		45	51	6	-	-
	条例による届出	84		3	-	-	-	-
	法による許可	18		4	7	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況〔西部広島〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数	行 政 指 導 件 数
						(許可取消) (改善命令等)	
土壌汚染対策	計	-	-	56	3	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			49	1	-	-
	法による申請			2	2		
	条例による報告			5	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔西部呉〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	22	64	2	(59) 14	-	-	-
	法による届出	22	64	2	(59) 14	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	18	62	3	(140) 33	-	-	-
	法による届出	10	31	2	(101) 16	-	-	-
	条例による届出	8	31	1	(39) 17	-	-	-
特定粉じん	計	3	-	3	(2) 2	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	3		3	(2) 2	-	-	-
水銀	計	1	1	1	(2) 2	-	-	-
	法による届出	1	1	1	(2) 2	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	1	1	1	(-) -	-	-	-
水質汚濁	計	127		22	24	-	-	-
	法による届出	115		17	19	-	-	-
	条例による届出	12		5	5	-	-	-
	法による許可	2		1	5	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壤汚染対策の状況〔西部呉〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	14	11	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	2	11	-	-
	法による届出			12	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔西部東〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	41	166	1	(172) 18	-	-	-
	法による届出	39	147	1	(172) 18	-	-	-
	条例による届出	2	19	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	1	(-) -	-	-	-
	法による届出	1	1	1	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	23	163	-	(309) 13	-	-	-
	法による届出	11	126	-	(293) 8	-	-	-
	条例による届出	12	37	-	(16) 5	-	-	-
特定粉じん	計	4	-	3	(5) 5	1	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	4		3	(5) 5	1	-	-
水銀	計	6	13	-	(17) 8	-	-	-
	法による届出	6	13	-	(17) 8	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	3	4	-	(-) -	-	-	-
水質汚濁	計	241		1	17	-	-	-
	法による届出	207		1	13	-	-	-
	条例による届出	34		-	4	-	-	-
	法による許可	56		14	18	-	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況〔西部東〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件 数
土壌汚染対策	計	-	-	223	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			187	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			36	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔東部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	232	633	64	(266) 61	-	-	-
	法による届出	205	452	48	(167) 48	-	-	-
	条例による届出	29	173	15	(99) 13	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	24	3	(7) 3	-	-	-
	法による届出	5	24	3	(7) 3	-	-	-
一般粉じん	計	127	481	7	(334) 129	-	-	-
	法による届出	31	156	3	(195) 69	-	-	-
	条例による届出	94	322	4	(139) 60	-	-	-
特定粉じん	計	15	-	15	(22) 22	11	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	15		15	(17) 17	6	-	-
水銀	計	9	14	-	(11) 8	-	-	-
	法による届出	9	14	-	(11) 8	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	28	39	2	(3) 3	-	1	1
水質汚濁	計	1,126		91	62	11	-	-
	法による届出	973		71	58	11	-	-
	条例による届出	153		20	4	-	-	-
	法による許可	78		26	42	12	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するもので

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況〔東部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可数 (総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土壌汚染対策	計	-	-	82	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			79	-	-	-
	法による申請			2	-		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

ある。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔東部福山〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	61	128	5	(9) 8	-	-	-
	法による届出	53	103	5	(9) 8	-	-	-
	条例による届出	8	25	-	(-) -	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	2	2	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	2	2	-	(-) -	-	-	-
一般粉じん	計	34	212	-	(42) 4	-	-	-
	法による届出	8	63	-	(28) 2	-	-	-
	条例による届出	26	149	-	(14) 2	-	-	-
特定粉じん	計	4	-	4	(5) 5	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-) -	-	-	-
	排出等作業届出	4		4	(5) 5	-	-	-
水銀	計	3	3	-	(7) 7	-	-	-
	法による届出	3	3	-	(7) 7	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	9	10	1	(7) 7	-	-	-
水質汚濁	計	374		14	26	5	-	-
	法による届出	303		12	26	5	-	-
	条例による届出	71		2	-	-	-	-
	法による許可	8		-	8	1	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するもので

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壌汚染対策の状況〔東部福山〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数	行 政 指 導 件 数
						(許可取消 改善命令等)	
土壌汚染対策	計	-	-	45	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			44	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			1	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

ある。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況〔北部 水質汚濁（法による許可）以外は権限移譲により該当なし〕

（令和3年3月31日現在）

区 分		工場・事業者等 数	施 設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行 政 指 導	改 善 命 令	一 時 停 止
ばい煙	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
VOC(揮 発性有機 化合物)	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
一 般 粉 じ ん	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	条例による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
特 定 粉 じ ん	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	-		-	(-)	-	-	-
水 銀	計	-	-	-	(-)	-	-	-
	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
ダイオキ シン 類	法による届出	-	-	-	(-)	-	-	-
水 質 汚 濁	計	-		-	-	-	-	-
	法による届出	-		-	-	-	-	-
	条例による届出	-		-	-	-	-	-
	法による許可	5		-	-	-	-	-

（注1）ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の（ ）内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

（注2）法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

（注3）届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(2) 土壤汚染対策の状況〔北部〕

（令和3年3月31日現在）

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届出(申請)等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	25	-	-	-
	汚染土壌処理 業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			25	-	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			-	-	-	-

（注）新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和2年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
					行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	全 県	577	65	24	7	-
	西 部	19	1	3	-	-
	西 部 広 島	343	32	5	2	-
	西 部 呉	22	5	1	-	-
	西 部 東	22	3	3	1	-
	東 部	32	5	7	2	-
	東 部 福 山	125	19	3	2	-
	北 部	14	-	2	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和元年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和2年度)

区 分		総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
			前年度からの繰越分	本年度発生分	ばいり煙(カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
全 県	計	142	8	134	3	4	28	5	88	4	10
		(調査指導延件数)	(8)	(131)	(3)	(4)	(25)	(4)	(87)	(3)	(9)
	処 理 済	136	4	132	3	4	28	5	82	4	10
	翌年度へ繰越	6	4	2	-	-	-	-	6	-	-
西 部 部	計	19	1	18	-	2	1	1	12	2	1
		(調査指導延件数)	(1)	(18)	(-)	(2)	(1)	(1)	(12)	(2)	(1)
	処 理 済	19	1	18	-	2	1	1	12	2	1
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 広 島 部	計	36	-	36	-	1	2	-	32	1	-
		(調査指導延件数)	(-)	(35)	(-)	(1)	(2)	(-)	(32)	(-)	(-)
	処 理 済	36	-	36	-	1	2	-	32	1	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 呉 部	計	4	-	4	-	1	1	1	1	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(4)	(-)	(1)	(1)	(1)	(1)	(-)	(-)
	処 理 済	4	-	4	-	1	1	1	1	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西 部 東 部	計	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 部 部	計	59	-	59	-	-	21	2	27	1	8
		(調査指導延件数)	(-)	(59)	(-)	(-)	(21)	(2)	(27)	(1)	(8)
	処 理 済	58	-	58	-	-	21	2	26	1	8
	翌年度へ繰越	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-
東 部 福 山 部	計	4	-	4	3	-	-	-	1	-	-
		(調査指導延件数)	(-)	(3)	(3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	処 理 済	4	-	4	3	-	-	-	1	-	-
	翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 部 部	計	19	7	12	-	-	3	-	15	-	1
		(調査指導延件数)	(7)	(12)	(-)	(-)	(-)	(-)	(15)	(-)	(-)
	処 理 済	14	3	11	-	-	3	-	10	-	1
	翌年度へ繰越	5	4	1	-	-	-	-	5	-	-

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和2年度)

区 分		総 件 数	内 訳	
			現場調査	そ の 他
対 応 件 数	全 県	72	43	29
	西 部	21	16	5
	西部広島	7	2	5
	西部呉	8	8	-
	西部東	10	1	9
	東 部	21	13	8
	東部福山	2	1	1
	北 部	3	2	1

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和3年3月31日現在)

市 町	項 目	総 数	西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部
硫 黄 酸 化 物		44	8	5	-	24	5	1	1
		(8)	(1)	(1)	(-)	(3)	(1)	(1)	(1)
	うち簡易測定法	37	7	5	-	21	4	-	-
窒 素 酸 化 物		61	14	7	-	22	14	1	3
		(12)	(2)	(1)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
	うち簡易測定法	50	12	7	-	18	11	-	2
一 酸 化 炭 素		1	-	-	-	-	1	-	-
		(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト		13	2	3	-	4	2	1	1
		(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
浮 遊 粒 子 状 物 質		27	2	3	-	17	3	1	1
		(12)	(2)	(2)	(-)	(4)	(2)	(1)	(1)
微 小 粒 子 状 物 質		6	1	1	-	2	1	-	1
		(6)	(1)	(1)	(-)	(2)	(1)	(-)	(1)
炭 化 水 素		3	-	1	-	1	1	-	-
		(3)	(-)	(1)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)
降 下 バ イ ジ ン		30	9	4	-	7	10	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		1	1	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
風 向 速		13	2	2	-	4	3	1	1
		(13)	(2)	(2)	(-)	(4)	(3)	(1)	(1)
温 度 湿 度		4	1	-	-	1	1	-	1
		(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)
日 射 量		4	1	-	-	1	1	-	1
		(4)	(1)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(1)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和2年度)

区 分			総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
			7	-	-	3	-	4	-	-
情 報	西 部	大 竹	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸 北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 広 島	広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可 部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海 田	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 呉	呉	-	-	-	-	-	-	-	-
		広	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 東	東 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹 原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大 崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		三 原	2	-	-	1	-	1	-	-
		尾 道	1	-	-	1	-	-	-	-
	東 部 福 山	松 永	-	-	-	-	-	-	-	-
		福 山	-	-	-	-	-	-	-	-
		福 山 北 部	2	-	-	-	-	2	-	-
		府 中	2	-	-	1	-	1	-	-
	北 部	備 北	-	-	-	-	-	-	-	-
区 分			総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
			1	-	-	-	-	1	-	-
注 意 報	西 部	大 竹	-	-	-	-	-	-	-	-
		廿 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-
		芸 北	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 広 島	広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
		可 部	-	-	-	-	-	-	-	-
		海 田	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 呉	呉	-	-	-	-	-	-	-	-
		広	-	-	-	-	-	-	-	-
	西 部 東	東 広 島	-	-	-	-	-	-	-	-
		竹 原	-	-	-	-	-	-	-	-
		大 崎	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 部	本郷・河内	-	-	-	-	-	-	-	-
		三 原	-	-	-	-	-	-	-	-
		尾 道	-	-	-	-	-	-	-	-
	東 部 福 山	松 永	-	-	-	-	-	-	-	-
		福 山	-	-	-	-	-	-	-	-
		福 山 北 部	-	-	-	-	-	-	-	-
		府 中	1	-	-	-	-	1	-	-
	北 部	備 北	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が 0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が 0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況〔西部〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(小瀬川貯水池)	12回
		玖島川(渡ノ瀬貯水池流入前, 渡ノ瀬貯水池, 玖島川河口)	
		永慶寺川(下浜)	
		御手洗川(金剛寺)	
		可愛川(可愛)	
	海 域	広島湾西部(31-2, 31-8, 31-13, 31-18, 31-21, 31-22-5, 31-27, 31-29, 31-30) 広島湾(32-14, 32-18, 32-30)	12回
	海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
	地 下 水	廿日市市(2カ所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	廿日市市(永慶寺川)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回
	アスベストモニタリング調査	解体現場(1カ所), 廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	酸 性 雨		
	そ の 他		
	騒 音 調 査		
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	大竹市(油見公園), 廿日市市(桂公園)	2回
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

(7) 環境調査の実施状況〔西部広島〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河 川 湖 沼 を 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川 (江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
	海 域	—	—
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(坂町1箇所, 安芸太田町2箇所)	3回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川), 江の川(志路原川)	2回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路: 海田町(国道2号線)	1回
		工業地域: 北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	—
	そ の 他	—	—
騒 音 調 査		—	—
土 壌 汚 染		—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	府中町	1回

(7) 環境調査の実施状況〔西部呉〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 (湖 沼 を 含 む)		
	海 域		
濁	海 水 浴 場		
	地 下 水	井戸(江田島市江田島町宮ノ原三丁目14番11号)	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	アスベストモニタリング調査		
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気		
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

(7) 環境調査の実施状況〔西部東〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 沼 湖 を 含 む	6河川, 15地点	12回
		沼田川:入野川, 入野川下流, 棕梨川	
		黒瀬川:三永貯水池入口, 高尾, 温井川, 古河川2, 松坂川,	
		樋の詰橋, イラスケ川	
		高野川:風早	
		三津大川:三津小学校前	
		木谷郷川:下之谷	
		賀茂川:上水取水口, 朝日橋	
濁	海 域	安芸津・安浦地先3地点, 燧灘北西部8地点	12回
	海 水 浴 場	大串海水浴場	2回
	地 下 水	東広島市 1か所, 竹原市 1か所	1回
大 気 汚 染	環 境 ホ ル モ ン 調 査	黒瀬川 2か所, 沼田川 1か所	1回
	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 竹原高校	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	西条小学校, 広島県東広島庁舎	1回
	酸 性 雨		
汚 染	そ の 他		
	騒 音 調 査	竹原市 8か所 東広島市 75か所	1回
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	西条小学校, 竹原高校	2回
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

(7) 環境調査の実施状況〔東部〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小原橋上(沼田川)	12
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
	海 域	燧灘北西部7ヶ所	12
	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3
		須波海浜公園	3
		しまなみビーチ	3
	地 下 水	三原市2ヶ所, 尾道市1ヶ所	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川), 大田川, 燧灘北西部(31-29)(35-37)	1
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原宮沖町, 府中市教育センター	12
	アスベストモニタリング調査	三原宮沖町, 解体現場, 廃棄物処理施設	6
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園, 尾道東高校	2
	水 質	燧灘北西部(35-21)	1
	底 質	燧灘北西部(35-21)	1
	土 壌	尾道市1ヶ所	1

(7) 環境調査の実施状況〔東部福山〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	河川：芦田川・赤屋川下流	12
		河川：芦田川・御調川3	12
		河川：高梁川・帝釈川河口	12
		湖沼：三河貯水池(上層・中層・下層)	12
		湖沼：帝釈川貯水池(上層・中層・下層)	12
		出口川(4地点)	12
		出口川(1地点)	4
		見谷川(1地点)	2
	海 域		
	海 水 浴 場		
	地 下 水	定期モニタリング 3地点, 概況調査 1地点	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	アスベストモニタリング調査	鶴飼工業団地 2地点	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	府 中 市 教 育 セ ン タ ー	2
	水 質		
	底 質		
	土 壌	府 中 市 立 旭 小 学 校	1

(7) 環境調査の実施状況〔北部〕

(令和2年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	江の川水系 上下川 (上下川河口)	12回／年
		江の川水系 馬洗川 (志幸)	
		江の川水系 美波羅川 (美波羅川)	
		江の川水系 川北川 (川北川河口)	
		江の川水系 西城川 (川北川下流)	
		江の川水系 比和川 (比和川)	
		江の川水系 板木川 (板木川)	
	海 域		
	海 水 浴 場		
大 気 汚 染	地 下 水	三次市内 4地点	1回／年
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	江の川水系 西城川 (川北川下流)	1回／年
	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	アスベストモニタリング調査	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設)	1回／年
	酸 性 雨	三次市(広島県三次庁舎)	12回／年
そ の 他			
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三次市(県立総合技術研究所林業技術センター三次高平施設)	2回／年
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1)一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		総 数								届 出 等 受 理 件 数							
			西 部 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部 部	東 部 福 山	北 部		西 部 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部 部	東 部 福 山	北 部
し尿処理施設	施設数	6	-	1	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	1	-	1	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	24	-	7	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	5	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	32	6	7	5	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	24	8	8	6	1	-	1	-		-	-	-	-	-	-	-
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	施設数	74	-	11	3	12	38	10	-	14	-	8	3	-	-	3	-
	立入検査件数	13	-	1	-	4	7	1	-		-	-	-	-	-	-	-

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、令和2年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔全県〕

(令和3年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	2,387	55	141	393	24	1,527	16	58	3	7	8
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	2,137	37	138	344	20	1,394	15	57	3	6	8
+ うち積替え保管を含むもの('a)	152	19	4	29	3	214	-	1	-	-	-
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	250	18	3	49	4	133	1	1	-	1	-
中間処理業(c)	231	18	3	46	3	118	1	1	-	1	-
中間処理・最終処分業(d)	9	-	-	2	1	9	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	10	-	-	1	-	6	-	-	-	-	-
小計 (a + b)	2,178	35	139	363	18	1,369	16	55	3	6	8
産業廃棄物 A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	1,946	21	136	315	14	1,242	15	54	3	5	8
うち積替え保管を含むもの('a)	135	12	4	25	2	183	-	1	-	-	-
処分業 (b ; b = c + d + e)	232	14	3	48	4	127	1	1	-	1	-
中間処理業(c)	213	14	3	45	3	112	1	1	-	1	-
中間処理・最終処分業(d)	9	-	-	2	1	9	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	10	-	-	1	-	6	-	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B 小計 (a + b)	209	20	2	30	6	158	-	3	-	1	-
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	191	16	2	29	6	152	-	3	-	1	-
うち積替え保管を含むもの('a)	17	7	-	4	1	31	-	-	-	-	-
処分業 (b ; b = c + d + e)	18	4	-	1	-	6	-	-	-	-	-
中間処理業(c)	18	4	-	1	-	6	-	-	-	-	-
中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。

2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。

3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。

4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。

5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。

6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔西部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		215	14	11	37	5	155	2	7	-	2	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	184	10	11	33	5	132	2	7	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	31	7	-	4	-	47	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	31	4	-	4	-	23	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	29	4	-	3	-	22	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
産業 廃棄 物 A	小計 (a + b)	192	10	11	34	3	127	2	6	-	2	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	162	6	11	30	3	106	2	6	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	24	4	-	3	-	39	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	30	4	-	4	-	21	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	28	4	-	3	-	20	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄 物 B	小計 (a + b)	23	4	-	3	2	28	-	1	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	22	4	-	3	2	26	-	1	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	7	3	-	1	-	8	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔西部広島〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		293	15	19	51	3	239	-	9	-	-	3
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	243	9	18	38	2	215	-	9	-	-	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	41	7	-	9	1	60	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	50	6	1	13	1	24	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	48	6	1	13	1	20	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		267	9	19	47	3	214	-	9	-	-	3
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	220	5	18	34	2	192	-	9	-	-	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	37	5	-	9	1	50	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	処分業 (b ; b = c + d + e)	47	4	1	13	1	22	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	45	4	1	13	1	18	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		26	6	-	4	-	25	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	23	4	-	4	-	23	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	2	-	-	-	10	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔西部県〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		36	-	-	6	-	21	-	2	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	-	-	3	-	15	-	2	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	9	-	-	3	-	6	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	7	-	-	2	-	5	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	36	-	-	6	-	21	-	2	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	27	-	-	3	-	15	-	2	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	9	-	-	3	-	6	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	7	-	-	2	-	5	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔西部東〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管轄内 へ(増)	管轄外 へ(減)
総 数 (a + b)		401	17	24	60	2	282	6	9	2	1	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	349	11	23	53	2	250	6	8	2	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	12	3	-	1	-	31	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	52	6	1	7	-	32	-	1	-	-	-
	中間処理業(c)	49	6	1	7	-	29	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		355	11	24	56	1	248	6	8	2	1	-
産業 廃棄物 A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	310	6	23	49	1	217	6	7	2	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	11	2	-	1	-	22	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	45	5	1	7	-	31	-	1	-	-	-
	中間処理業(c)	42	5	1	7	-	28	-	1	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小計 (a + b)		46	6	-	4	1	34	-	1	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	39	5	-	4	1	33	-	1	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	-	9	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	7	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔東部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		472	-	28	97	8	272	3	11	1	1	3
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	415	-	27	87	5	238	3	11	1	-	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	10	2	35	-	1	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	57	-	1	10	3	34	-	-	-	1	-
	中間処理業(c)	48	-	1	9	2	28	-	-	-	1	-
	中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	1	6	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄 物 A	小計 (a + b)	433	-	27	92	7	254	3	11	1	1	3
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	379	-	26	82	4	221	3	11	1	-	3
	うち積替え保管を含むもの('a)	38	-	-	9	1	35	-	1	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	54	-	1	10	3	33	-	-	-	1	-
	中間処理業(c)	45	-	1	9	2	27	-	-	-	1	-
	中間処理・最終処分業(d)	6	-	-	1	1	6	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄 物 B	小計 (a + b)	39	-	1	5	1	18	-	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	36	-	1	5	1	17	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔東部福山〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		812	9	53	108	5	461	4	16	-	3	1
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	789	7	53	102	5	459	4	16	-	3	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	9	2	-	3	-	18	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	23	2	-	6	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	22	2	-	6	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄 物 A	小計 (a + b)	750	5	52	98	3	411	4	15	-	2	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	729	4	52	93	3	409	4	15	-	2	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	8	1	-	3	-	16	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	21	1	-	5	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	20	1	-	5	-	2	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄 物 B	小計 (a + b)	62	4	1	10	2	50	-	1	-	1	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	60	3	1	9	2	50	-	1	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況〔北部〕

(令和3年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管轄 内へ (増)	管轄 外へ (減)
総 数 (a + b)		158	-	6	34	1	97	1	4	-	-	-
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	130	-	6	28	1	85	-	4	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	18	-	4	2	-	22	-	-	-	-	-
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	28	-	-	6	-	12	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	28	-	-	6	-	12	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業 廃棄 物 A	小計 (a + b)	145	-	6	30	1	94	1	4	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	119	-	6	24	1	82	-	4	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	15	-	4	-	-	20	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	26	-	-	6	-	12	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	26	-	-	6	-	12	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄 物 B	小計 (a + b)	13	-	-	4	-	3	-	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	11	-	-	4	-	3	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	3	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-
	処分業 (b ; b = c + d + e)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和2年度末時点の所管業者の許可件数及び令和2年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和2年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和2年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和2年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和2年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和3年3月31日現在)

区 分		登録・許可 業 者 数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届 出 受 理 件 数	
						廃止	その他
全 県	引 取 業	184	2	12	-	1	25
	フロン類回収業	90	-	3	-	1	7
	解 体 業	32	1	6	-	-	8
	破 碎 業	17	-	-	-	-	7
	合 計	323	3	21	-	2	47
西 部	引 取 業	23	-	2	-	-	7
	フロン類回収業	7	-	-	-	-	2
	解 体 業	2	-	1	-	-	2
	破 碎 業	1	-	-	-	-	1
	合 計	33	-	3	-	-	12
西 部 広 島	引 取 業	34	-	2	-	-	-
	フロン類回収業	19	-	1	-	-	-
	解 体 業	6	-	-	-	-	-
	破 碎 業	3	-	-	-	-	-
	合 計	62	-	3	-	-	-
西 部 呉	引 取 業	1	-	-	-	-	-
	フロン類回収業	1	-	-	-	-	-
	解 体 業	-	-	-	-	-	-
	破 碎 業	-	-	-	-	-	-
	合 計	2	-	-	-	-	-
西 部 東	引 取 業	53	2	3	-	-	4
	フロン類回収業	30	-	2	-	-	-
	解 体 業	10	-	2	-	-	4
	破 碎 業	7	-	-	-	-	3
	合 計	100	2	7	-	-	11
東 部	引 取 業	37	-	3	-	1	6
	フロン類回収業	19	-	-	-	1	2
	解 体 業	10	1	1	-	-	-
	破 碎 業	4	-	-	-	-	2
	合 計	70	1	4	-	2	10
東 部 福 山	引 取 業	13	-	-	-	-	1
	フロン類回収業	7	-	-	-	-	1
	解 体 業	2	-	1	-	-	-
	破 碎 業	1	-	-	-	-	-
	合 計	23	-	1	-	-	2
北 部	引 取 業	23	-	2	-	-	7
	フロン類回収業	7	-	-	-	-	2
	解 体 業	2	-	1	-	-	2
	破 碎 業	1	-	-	-	-	1
	合 計	33	-	3	-	-	12

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔全県〕

(令和3年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		327	24	303	-	-	6	-	-	-	-	-	6	22	66	-	11
中間処理施設	小計	290	15	275	-	-	5	-	-	-	-	-	5	21	58	-	9
	汚泥	脱水	17	4	13	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	-	-
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	11	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	2
	廃油	油水分離	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	10	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	2
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	38	1	37	-	-	2	-	-	-	-	2	2	4	-	-
		焼却	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-	2
	木くず・がれき類	破碎	182	2	180	-	-	3	-	-	-	-	3	-	32	-	-
	木くず・その他	焼却	17	4	13	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	3
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計	37	9	28	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	8	-	2
	安定型	26	5	21	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2
	管理型	11	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-
PCB廃棄物保管事業所		110	110	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	302	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔西部〕

(令和3年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		41	13	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	17	-	-
中間処理施設	小計	38	12	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	16	-	-
	汚泥	脱水	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-
		乾燥	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	廃油	油分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破碎	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	木くず・がれき類	破碎	16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
	木くず・その他	焼却	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	安定型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	管理型	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔西部広島〕

(令和3年3月31日現在)

区分			施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件数		届出等受理件数				定期検査		
												廃止		その他				
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			42	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	15	-	1
中間 処理 施設	小計		39	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	13	-	1
	汚泥	脱水	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日 乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油分離	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
	木くず・ がれき類	破砕	26	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-
		木くず・ その他	焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終 処分 場	小計		3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
	施設 数	安定型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		管理型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B 廃棄物保管事業所			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔西部圏〕

(令和3年3月31日現在)

区分			施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施設数合計			15	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-
中間処理施設	小計		12	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	汚泥	脱水	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	木くず・その他	焼却	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計		3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
	施設数	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	管理型	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
PCB廃棄物保管事業所			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔西部東〕

(令和3年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		49	5	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	1
中間処理施設	小計	37	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	25	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-
	木くず・その他	焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1
	安定型	8	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1
	管理型	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔東部〕

(令和3年3月31日現在)

区分				施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
				事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計				108	3	105	-	-	6	-	-	-	-	5	-	1	-	1
中間処理施設	小計			93	-	93	-	-	5	-	-	-	-	4	-	1	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	15	-	15	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	53	-	53	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	木くず・その他	焼却	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計			15	3	12	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	施設数	安定型	12	1	11	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		管理型	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所				69	69	-	-	-	-	-	-	-	62	-	138	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔東部福山〕

(令和3年3月31日現在)

（令和3年3月31日現在）

区分				施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
													廃止		その他			
				事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計				43	-	43	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	-	8
中間処理施設	小計			42	-	42	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	-	8
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
	廃油	油水分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	木くず・がれき類	破砕	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	その他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計			1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施設数	安定型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等〔北部〕

(令和3年3月31日現在)

区分		施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査	
		事業者	処分業者	うち熱回収		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計		29	2	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-
中間処理施設	小計	29	2	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油分離	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	22	2	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	木くず・その他	焼却	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安定型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理型	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和元年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔全県〕

(令和2年度)

事業 番号		調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容			
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数	うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体 数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導 事項数	指導事項数の うち改善され た件数	指導事項数の うち指導中の 件数	
1	有害物質排出事業所立入検査	19	22	2	3	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	14	24	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	220	465	286	100	12	1	1	11	14	23	33	40	37	3	
4	産業廃棄物埋立処分 場立入検査	事業者	3	5	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	31	79	1	79	129	-	-	2	-	3	3	13	10	4
5	建設業立入検査	141	149	-	-	-	-	-	2	1	9	8	15	14	1	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	3	13	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	P C B 廃棄物保管事業所立入検査	110	137	-	-	82	-	-	7	1	17	3	13	12	1	
9	焼却施設立入検査	19	34	18	-	13	-	-	1	-	1	-	2	2	-	
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	11回	82台	-	-	-	-	1	-	2	-	7	8	8	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	12回	28件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	7回	25件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	4回	9件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スライ・シーパトロールのフォローアップ 調査	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
15	産業廃棄物に係る事 案処理立入検査	事業者	80	198	-	-	7	-	23	8	27	12	16	80	56	24
		処理業者	28	130	64	36	-	-	-	3	4	4	9	9	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	4	4	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	4	7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	44	30	30	-	-	-	2	1	2	5	7	14	10	4	
20	自動車リサイクル法 関係立入検査	登録業者	9	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	12	17	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-
合 計		773	1,481	413	231	265	1	27	32	50	74	86	199	162	38	

産業廃棄物事案等による立入件数

220

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔西部〕

(令和2年度)

事業番号			調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容			
			実施事業所数	調 査 等	延 べ 件 数	うち中間処理施設	うち埋立処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数
1	有害物質排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査		5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		27	77	29	11	-	-	1	-	1	-	3	5	5	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	2	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	4	18	-	18	55	-	-	-	-	2	-	2	-	2
5	建設業立入検査		10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	P C B 廃棄物保管事業所立入検査		18	20	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査		2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）		1回	6台				-	-	-	2	-	2	2	2	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		3回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	2件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業案処理立入検査	事業者	6	22	-	-	-	-	1	-	-	2	7	8	5	3
		処理業者	3	10	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	2	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	1	1				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			88	190	32	31	61	-	2	-	3	9	16	22	17	5

産業廃棄物事案等による立入件数

26

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔西部広島〕

(令和2年度)

事業 番号		調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容			
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数 うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導 事項数	指導事項数のうち 改善された件数	指導事項数のうち 指導中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	45	84	57	7	12	-	-	-	-	5	9	8	1	
4	産業廃棄物埋立処分 場立入検査	事業者	1	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	3	5	1	4	11	-	-	-	-	-	4	4	1
5	建設業立入検査	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	2	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査	23	39	-	-	82	-	-	2	1	2	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	2回	14台				-	-	-	-	-	-	-	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	2件				-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ [※] 調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事 案処理立入検査	事業者	4	9	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	
		処理業者	7	17	17	-	-	-	-	1	-	1	1	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	16	-	30	-	-	-	2	-	2	2	1	4	-	4
20	自動車リサイクル法 関係立入検査	登録業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	2	3				-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		136	218	106	12	108	-	2	2	3	7	6	20	15	6

産業廃棄物事案等による立入件数 32

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔西部県〕

(令和2年度)

事業 番号		調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容		
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数 うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導 事項数	指導事項数のうち 改善された件数	指導事項数のうち指 導中の件数
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	3	7	-	7	3	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	焼却施設立入検査	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	1回	9台				-	-	-	-	-	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事業案処理立入検査	事業者	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-
合 計		36	62	8	15	4	-	-	-	-	-	-	-	-

産業廃棄物事案等による立入件数

7

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔西部東〕

(令和2年度)

事業番号			調 査 件 数 等			指 導 件 数						指 導 内 容				
			実施事業所数	調 査 等 延 べ 件 数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査		13	16	-	3	9	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査		3	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査		23	45	23	18	-	-	-	3	1	12	5	24	22	2
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	9	17	-	18	-	-	-	2	-	1	1	5	4	1
5	建設業立入検査		18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	ＰＣＢ廃棄物保管事業所立入検査		11	11	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	2	-
9	焼却施設立入検査		2	5	5	-	-	-	-	1	-	1	-	2	2	-
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）		1回	10台				-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		3回	3件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ [※] 調査		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		21	21	-	-	-	-	-	1	-	3	5	9	9	-
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	5	9				-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	5	6				-	-	-	-	-	1	1	1	-
合 計			117	171	29	39	9	-	-	8	1	17	14	44	40	4

産業廃棄物苦情による立入検査件数	36
------------------	----

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔東部〕

(令和2年度)

事業 番号			調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容		
			実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数 うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導 事項数	指導事項数のうち 改善された件数	指導事項数のうち 指導中の件数
1	有害物質排出事業所立入検査		3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	公害防止協定事業所立入検査		2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	産業廃棄物処理業立入検査		51	147	118	61	-	1	-	8	12	11	18	-	-
4	産業廃棄物埋立処分 場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		処理業者	10	24	-	24	53	-	-	-	-	-	-	-	-
5	建設業立入検査		11	16	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
6	県外産廃事前協議確認立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	医療廃棄物排出事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査		19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
9	焼却施設立入検査		9	13	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）		3回	25台				-	1	-	-	-	3	4	4
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）		3回	7件				-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）		1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）		1回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事 案処理立入検査	事業者	38	76	-	-	-	-	22	8	26	6	6	64	45
		処理業者	12	90	47	36	-	-	-	-	3	-	1	4	4
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入		3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法 関係立入検査	登録業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	2	2				-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			171	443	165	121	63	1	23	16	41	17	31	74	55

産業廃棄物苦情による立入検査件数	7
------------------	---

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔東部福山〕

(令和2年度)

事業 番号		調 査 件 数 等					指 導 件 数						指 導 内 容		
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数		分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導 事項数	指導事項数のうち 改善された件数	指導事項数のうち 指導中の件数	
			うち中間 処理施設	うち埋立 処分場											
1	有害物質排出事業所立入検査	2	2	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	2	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	13	31	24	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	産業廃棄物埋立処分 場立入検査	事業者	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
		処理業者	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	建設業立入検査	33	33	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	P C B廃棄物保管事業所立入検査	10	13	-	-	-	-	-	3	-	4	-	3	2	1
9	焼却施設立入検査	2	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	2回	12台				-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	2回	11件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	4件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-回	-件				-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	産業廃棄物に係る事 案処理立入検査	事業者	8	31	-	-	-	-	-	-	2	2	4	3	1
		処理業者	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	2	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	その他事業所立入検査	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	自動車リサイクル法 関係立入検査	登録業者	4	11			-	-	-	-	-	-	-	-	-
		許可業者	2	5				-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		88	176	37	8	6	-	-	3	-	6	4	9	7	2

産業廃棄物事案等による立入件数

34

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況〔北部〕

(令和2年度)

事業 番号		調 査 件 数 等				指 導 件 数						指 導 内 容				
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数 うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導 票	指導 事項数	指導事項数のうち 改善された件数	指導事項数のうち 指導中の件数		
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	産業廃棄物処理業立入検査	47	67	35	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-		
4	産業廃棄物埋立処分 場立入検査	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		処理業者	1	5	-	5	7	-	-	-	-	2	2	2	-	
5	建設業立入検査	29	32	-	-	-	-	-	2	1	9	6	14	13	1	
6	県外産廃事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	P C B 廃棄物保管事業所立入検査	29	35	-	-	-	-	-	1	-	8	-	6	6	-	
9	焼却施設立入検査	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	1回	6台			-	-	-	-	-	2	2	2	2	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	-回	-件			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	6件			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	-回	-件			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事 案処理立入検査	事業者	22	56	-	-	7	-	-	-	1	-	1	2	1	1
		処理業者	5	12	-	-	-	-	-	-	1	2	2	2	2	-
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	自動車リサイクル法 関係立入検査	登録業者	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		許可業者	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		137	221	36	5	14	-	-	3	2	18	15	30	28	2	

産業廃棄物事案等による立入件数

78

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可（変更許可）申請指導件数には、来所相談件数（申請書提出日も含む。）を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和2年度)

	種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中	産廃特管								
	全県								
	計					計 1種類			
	西部	197	197	10	京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、福岡県、熊本県、大分県	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	株式会社 サニックス、株式会社 シンテツ、株式会社 ケーイー工業、中国高圧コンクリート工業株式会社、株式会社 ビルサービス、広業産業株式会社、広島炭化工業株式会社、安田金属株式会社	-	-
西部	特管	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	197	197	10		計 7種類		-	-
	産廃	353	353	11	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、はいじん	喜楽鉱業株式会社、株式会社 マルシン、株式会社 下関タイヤ産業、株式会社 ファイブグッド	-	-
	特管	159	159	9	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県	可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油	喜楽鉱業株式会社	-	-
西部	計	512	512	20		計 20種類		-	-
	産廃特管	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	計 1種類		-	-
西部	産廃	144	144	30	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、はいじん、建設混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、廃電気機械器具	株式会社 アンドー、株式会社 キヤマ、株式会社 スナダ、株式会社 ヒロエー、株式会社 南州科学、光陽建設株式会社、三井金属鉱業株式会社、双葉三共株式会社、東広商事株式会社、東邦亜鉛株式会社、有限会社 トラスト、有限会社 丸津商店	-	-
	特管	96	96	14	千葉県、東京都、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	鉛蓄電池、可燃性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害汚泥	株式会社 ヒロエー、株式会社 南州科学、三井金属鉱業株式会社、東邦亜鉛株式会社、有限会社 丸津商店	-	-
	計	240	240	44		計 22種類		-	-
	産廃	211	211	14	岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類	日本道路株式会社、広島中央アスコン株式会社、藤高工業株式会社、前田道路株式会社、株式会社 岩村鋼材、株式会社 尾道開発、株式会社 中国開発、(有) 三光建設、(有) モトヒロ	-	-
東部	特管	4	4	4	愛知県、兵庫県、岡山県、愛媛県	可燃性廃油	株式会社 尾道開発、株式会社 中国開発	-	-
	計	215	215	18		計 13種類		-	-
	産廃	132	132	14	愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、大分県、福岡県、岐阜県、香川県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類、水銀使用製品産業廃棄物	岡山産業株式会社、(株) オガワエコノミクス、(株) リアース、(株) 上野、(株) 中国開発、(有) ダイワ産業、(有) 上下木材センター、神石砕石株式会社	-	-
	特管	44	44	5				-	-
東部	計	176	176	19		計 16種類		-	-
	産廃	42	42	8	島根県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず(廃石膏ボードを含む)、鉱さい	旭有機材株式会社、岩倉産業株式会社、(有) 金本商店、(有) セルダムコーポレーション、広島中央アスコン株式会社、(株) 三次衛生工業株式会社	-	-
	特管	3	3	1	島根県	感染性廃棄物	三次振興企業株式会社	-	-
	計	122	122	11		計 8種類		-	-

(記入要領) 1 令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主 催 者	開 催 場 所	出席機関	参加人数	協議内容
令和2年10月19日	広島県西部厚生環境事務所	書面開催	・広島海上保安部、広島海上保安部岩国海上保安署 ・広島森林管理署、広島北部森林管理署 ・大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町 ・広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、山県警察署 ・西部総務事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、西部建設事務所廿日市市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部厚生環境事務所、西部厚生環境事務所広島支所、港湾振興事務所	27機関	・協議会要綱改正について ・合同パトロール実施要領について ・令和元年度の取組状況及び令和2年度の取組予定等について ・不法投棄監視強化対策事業について
令和2年10月19日	西部厚生環境事務所	書面開催		-	・要綱改正について ・合同パトロールの実施について ・令和元年度の取組状況等及び令和2年度の取組状況・予定その他情報提供
令和2年8月27日	西部厚生環境事務所呉支所	書面開催	広島海上保安部、呉海上保安部、呉警察署、江田島警察署、広島警察署、呉市、江田島市、西部総務事務所呉支所、西部農林事務所呉農林事業所、西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、広島港湾振興事務所	-	・県内の不法投棄等の状況 ・呉地区の主な不法投棄等の状況 ・不法投棄監視強化対策事業 ・呉地区の不法投棄対策等の取組
令和2年8月11日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	書面開催	三原市、尾道市、世羅町、尾道海上保安部、尾道警察署、三原警察署、世羅警察署、東部総務事務所第二課、東部農林水産事務所尾道農林事業所、東部建設事務所三原支所、東部厚生環境事務所	17機関	・要綱改正 ・広島県における不法投棄対策等について ・有害使用済機器について ・令和元年度管内の不法投棄・野外焼却について ・管内市町における不法投棄防止体制の整備について ・令和2年度廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について
令和2年8月11日	福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会	書面開催	市町、河川国道事務所、海上保安署、森林管理署、郵便事業㈱福山支所、福山市農業協同組合、関係警察署、広島県	-	議題 ・令和2年度協議会パトロール実施計画について ・情報提供等 ・広島県産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成30年度) ・令和元年度家電リサイクル法対象4品目の不法投棄状況 ・広島県産業廃棄物対策課情報提供資料 ・各機関の不法投棄防止取組状況 ・令和元年度協議会パトロール実施報告

試験検査業務

試験検査の実施状況

(単位:件)

(令和2年度)

検 査 項 目				合 計	西 部	東 部 福 山	
感 染 症 関 係 細 菌 学 的 検 査	合 計 A			96	71	25	
	赤 痢 菌			-	-	-	
	コ レ ラ 菌			-	-	-	
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌			-	-	-	
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌		90	65	25	
		そ の 他		6	6	-	
食 品 衛 生 関 係 検 査	合 計 B			825	475	350	
	食 中 毒	小 計		30	24	6	
		細 菌 学 的 検 査		30	24	6	
		理 化 学 的 検 査		-	-	-	
		そ の 他		-	-	-	
	食 品 等	細菌学的検査	小 計	547	355	192	
			成 分 規 格	98	58	40	
			衛 生 規 範	220	85	135	
			か き	174	171	3	
			精 度 管 理	21	7	14	
			そ の 他	34	34	-	
			理化学的検査	小 計	248	96	152
		成 分 規 格		61	15	46	
		添 加 物 使 用 基 準		160	64	96	
		残 留 農 薬 ・ 有 機 ス ズ		24	17	7	
		そ の 他	3	-	3		
	環 境 保 全 関 係 検 査	合 計 C			1,372	660	712
工 場 ・ 事 業 場 排 水		小 計		1,058	484	574	
		細菌学的検査	細 菌 学 的 検 査	333	185	148	
			理化学的検査	一 般 項 目 ・ 栄 養 塩 等	494	238	256
				重 金 属 等 有 害 物 質	207	37	170
				V O C 等 有 害 物 質	23	23	-
		そ の 他		1	1	-	
廃 棄 物		小 計		274	155	119	
		細 菌 学 的 検 査		5	5	-	
		重 金 属 等 有 害 物 質		94	48	46	
		V O C 等 有 害 物 質		58	30	28	
		一 般 項 目		117	72	45	
		そ の 他		-	-	-	
大 気		小 計		12	12	-	
		煙 道 測 定 に 伴 う ば い 塵 等		-	-	-	
		重 油 中 硫 黄 分		-	-	-	
		そ の 他		12	12	-	
そ の 他		小 計		28	9	19	
		重 金 属 等 有 害 物 質		18	-	18	
		一 般 項 目		1	-	1	
		そ の 他		9	9	-	
そ の 他	合 計 D			-	-	-	
	医 薬 品 等			-	-	-	
	そ の 他			-	-	-	
合 計 (A+B+C+D)				2,293	1,206	1,087	

(注) 件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で検査項目の区分の異なる検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧〔東部〕

(注)支所管内分を除く。

(令和3年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定 員	TEL	設 置 年 月 日	施 設 の 種 類 等
介護 保 険 の 施 設	(医)仁康会本郷中央病院介護医療院	794-0414	三原市下北方一丁目7番30号	(医)仁康会	41	(0848)86-6780	R2.4.1	介護医療院
	(社医)里仁会介護医療院白龍湖	729-1321	三原市大和町和木1504番地の1	(社医)里仁会	100	(0847)34-1218	R19.9.1	
	(社医)里仁会介護医療院仁生苑	723-0053	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	110	(0848)64-4111	R19.9.1	
	因島総合介護医療院	722-2323	尾道市因島土生町2561番地	日立造船健康保険組合	8	(0848)22-2552	R3.3.1	
	三原市医師会病院	723-0051	三原市宮浦一丁目15番1号	(社)三原市医師会	26	(0848)62-3113	H12.3.30	介護療養型医療施設
	(医)社団回生会永井医院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349番地の7	(医)社団回生会永井医院	7	(0845)27-0020	H13.6.1	
	よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	722-0062	尾道市向東町8681番地の1	(医)吉原胃腸科外科	10	(0848)45-0007	H12.3.22	
	山本病院	729-0141	尾道市高須町735番地	木村 邦夫	39	(0848)46-0634	H12.3.10	
保 健 活 動 の た め の 施 設	三原市役所	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市	—	(0848)67-5934	H9.11	市町保健センター
	三原市本郷保健福祉センター	729-0417	三原市本郷南五丁目23-1	三原市	—	(0848)86-3609	S62.2	
	三原市久井保健福祉センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1	三原市	—	(0847)32-8551	H7.12	
	三原市大和保健福祉センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1	三原市	—	(0847)34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	—	(0848)24-1960	S58.6	
	尾道市御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町市107-1	尾道市	—	(0848)76-2235	H9.2	
	尾道市因島総合福祉保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1	尾道市	—	(0845)22-6562	H30.4	
	尾道市瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	—	(0845)27-3849	S61.4	
	世羅町世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	—	(0847)25-0134	H8.5	
そ の 他 の 施 設	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市向島町12384-4	(株)オーエムエル	—	(0848)44-3665	H5.7	衛生検査所
	尾道市母子・父子福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5 (尾道市総合福祉センター)	尾道市社会福祉協議会	—	(0848)22-8385	S58.6	母子・父子福祉センター

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧〔東部福山〕

(令和3年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設置年月日	施 設 の 種 類 等
保 健 施 活 動 の 設 た め の	神石高原町保健福祉センター	720-1522	神石郡神石高原町小畠2025番地	神石高原町		0847-89-3366	平成16年	市町保健センター
	府中市保健福祉総合センター(リ・フレ)	726-0011	府中市広谷町919番地3	府中市		0847-47-1310	平成16年	
	府中市上下保健センター	729-3431	府中市上下町上下2101番地	府中市		0847-62-2231	平成16年	

その他の資料

(2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔西部〕

(令和3年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
連 携 の た め の 団 体	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2111	献血推進協議会
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610	
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-53-8121	民生委員児童委員協議会
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市福祉総務課内	0829-30-9151	
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615	
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638	
	府中町民生児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162	
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町上市14-18 海田町社会福祉課内	082-823-9207	
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町社会福祉課内	082-820-5635	
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課内	082-820-1505	
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-2116	社会福祉協議会
	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851	
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211	
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294	
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501	
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294	
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855	
職 能 団 体	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	地区歯科衛生連絡協議会
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中簡賀2802-5 安芸太田町簡賀福祉センター内	0826-32-2226	
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680	
	大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610	
	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	大竹市歯科医師会	739-0613	大竹市本町二丁目9-9 角田歯科医院内	0827-53-0648	歯科医師会
	佐伯歯科医師会	731-5136	広島市佐伯区楽々園4-13-14 新田歯科医院内	082-921-7778	
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0222	廿日市市津田4233-1 かみて歯科クリニック	0829-72-1224	獣医師会
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	738-0034	廿日市市宮内4317-5 松村動物病院内	0829-30-7770	
	(公社)広島県薬剤師会大竹支部	739-0611	大竹市新町二丁目1-2-7 おおたけ駅前薬局内	0827-28-6180	薬剤師会
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会
	西部厚生環境事務所・保健所管内地域活動栄養士会	738-0035	廿日市市宮園四丁目12-5	0829-39-3529	栄養士会
	広島県歯科衛生士会廿日市地区会	731-5135	広島市佐伯区海老園二丁目16-10 隅田まさこ方	090-3744-3457	歯科衛生士会
同 業 組 合	広島県クリーニング生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-234-1755	クリーニング生活衛生同業組合
	広島県興行生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-293-9919	興行生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-293-7848	公衆浴場生活衛生同業組合
	広島県美容業生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-2220	美容業生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1001	理美容生活衛生同業組合
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1021	ホテル旅館生活衛生同業組合
	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2140	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 山崎本社みんなのあいプラザ	0829-20-1610	
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	公衆衛生推進協議会
自 主 組 織	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所環境産業グループ内	0829-30-2009	
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0292	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425-1 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0505	廿日市市宮島町1162-18 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0292	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1124	精神障害者家族会
	大野精神障害者家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9(窓口:あいあい作業所)	0829-54-1535	
	広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-7129-0856	断酒会
そ の 他 の 団 体	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 (窓口:廿日市市社会福祉協議会)	0829-20-0294	精神保健福祉ボランティアグループ
	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市市津田4109(窓口:廿日市市社会福祉協議会 佐伯事務所)	0829-72-0868	

(2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔西部東〕

区分	名 称	〒	住 所	TEL
連 携 の た め の 団 体	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保険健康課内	082-820-1504
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606
	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680
職 能 団 体	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088
	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410
	安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—
	広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864
	安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—
	広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468
	広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-554-6161
組 同 合 業	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036

区分	名 称	〒	住 所	TEL
自 主 組	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町町民課内	0826-72-0854
	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525
	府中町精神障害者家族の会 ふちゅう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278
織	海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111
	広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111

(令和3年4月1日現在)

団 体 の 種 類 等
圏域地域保健対策協議会
地域保健対策協議会
健康づくり推進協議会
歯科衛生連絡協議会
献血推進協議会
社会福祉協議会
医師会
歯科医師会
薬剤師会
看護協会
栄養士会
歯科衛生士会
獣医師会
食品衛生協会

団 体 の 種 類 等
食生活改善推進協議会
運動普及推進協議会
地域公衆衛生推進協議会
公衆衛生推進協議会
精神障害者家族会
断酒会
薬物乱用防止指導員協議会

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔西部呉〕

区分	名 称	〒	住 所	TEL
連携の ための 団体	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 西部保健所呉支所	0823-22-5400
	呉市地域保健対策協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3265
	江田島市地域保健対策協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639
	江田島市献血推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-43-1639
	呉市民生委員児童委員協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市福祉保健課	0823-25-3265
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課	0823-43-1638
	呉市社会福祉協議会	737-0051	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館	0823-25-3509
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501
区分	名 称	〒	住 所	TEL
職 能 団 体	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1 廿日市商工保健会館	0829-20-0030
	呉市歯科医師会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ	0823-25-4441
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-261-1707
	呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695
	竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-2100
	広島県看護協会 呉支部	737-0141	呉市広大新開二丁目3-3	0823-73-6522
	広島県栄養士会 芸予支部		個人宅につき掲載省略	
	江田島市地域活動栄養士会		個人宅につき掲載省略	
	広島県歯科衛生士会	732-0057	広島市東区二葉の里三丁目2-4 広島県歯科医師会館	082-264-8864
	広島県獣医師会 安芸支部	732-0029	広島市東区福田二丁目2613-2 いたもと動物病院	082-899-1111
	江田島市食品衛生協会	737-2301	江田島市能美町中町4859-9	0823-43-1177
自 主 組 織	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所 地域保健課	0823-25-3540
	江田島市食生活改善推進員協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市 保健医療課	0823-43-1639
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市地域協働課	0823-25-3221
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2297	江田島市大柿町大原505 江田島市環境課	0823-43-1637
	江田島市精神障害者家族会	737-2295	江田島市大柿町大原700 自立支援センターあおぞら	0823-40-3501
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所	0823-22-5400

(令和3年4月1日現在)

団 体 の 種 類 等
地域保健対策協議会
健康づくり推進協議会
献血推進協議会
民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会
団 体 の 種 類 等
医師会
歯科医師会
薬剤師会
看護協会
栄養士会
歯科衛生士会
獣医師会
食品衛生協会
食生活改善推進協議会
公衆衛生推進協議会
精神障害者家族会
薬物乱用防止指導員地区協議会

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔西部東〕

(令和3年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連携のた め の 団 体	広島中央地域保健対策協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	地域保健対策協議会
	東広島市健康増進対策推進会議	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0936	健康づくり推進協議会
	竹原市民生委員児童委員協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35	0846-22-2946	民生委員児童委員協議会
	東広島市民生委員児童委員協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0932	
	大崎上島町民生委員児童委員協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0302	社会福祉協議会
	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央三丁目13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108 東広島市総合福祉センター内	082-423-2800	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	0823-82-2026	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2247	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	082-432-2083	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	082-420-7011	
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江5-9木江保健福祉センター内	0846-62-1718	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	725-0301	豊田郡大崎上島町中野4098-7大崎老人福祉センター内	0846-64-4178	
	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会東野支所	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1東野保健福祉センター内	0846-65-2210	
職 能 団 体	一般社団法人東広島地区医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター	082-422-3810	医師会
	一般社団法人竹原地区医師会	725-0026	竹原市中央三丁目14-1竹原市保健センター内	0846-22-9377	
	一般社団法人賀茂東部医師会	739-2303	東広島市福富町久芳1539-27(福富内科外科医院)	082-430-1101	
	一般社団法人豊田郡医師会	725-0403	豊田郡大崎上島町明石2700(田村医院)	0846-63-0311	歯科医師会
	一般社団法人東広島市歯科医師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター	082-423-0160	
	竹原・豊田歯科医師会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江246 正畠歯科医院内	0846-62-0064	薬剤師会
	一般社団法人東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	082-422-7340	
	一般社団法人竹原薬剤師会	739-2402	東広島市安芸津町三津4424	0846-45-4943	看護協会
	公益社団法人広島県看護協会東広島・竹原支部	739-0014	東広島市西条昭和町12-49 NOBBY SIESTA402	082-422-8858	
	公益社団法人広島県獣医師会東広島支部	739-2208	東広島市河内町入野4203		獣医師会
同業組合	公益社団法人広島県獣医師会豊田支部	725-0023	竹原市田ノ浦一丁目8-6 岡田動物病院内	0846-22-4488	
	東広島食品衛生協会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-423-3928	食品衛生協会
	竹原地域食品衛生協会	725-0026	竹原市中央二丁目9-21	0846-22-8038	
自主 組 織	竹原市公衆衛生推進協議会	725-8666	竹原市中央五丁目1-35竹原市役所市民課生活環境係内	0846-22-2279	公衆衛生推進協議会
	東広島市公衆衛生推進協議会	739-8601	東広島市西条栄町8-29東広島市役所廃棄物対策課内	082-420-0926	
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968大崎上島町役場保健衛生課内	0846-62-0303	
	竹水会(竹原地区)	725-0023	竹原市田ノ浦三丁目2-6障害福祉サービス事業所若竹	0846-22-4440	精神障害者家族会
	芸南断酒会	725-0021	竹原市竹原町3580-3 事務局宅	090-9735-6070	断酒会
	賀茂大地断酒会		保健所経由で連絡		
	広島県薬物乱用防止指導員東広島地区協議会	739-0014	東広島市西条昭和町13-10西部東保健所内	082-422-6911	薬物乱用防止指導員地区協議会

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔東部〕

(令和3年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連 携 の た め の 団 体	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	地域保健対策協議会
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	献血推進協議会
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234	
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)63-0570	民生委員児童委員協議会
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	(0848)38-9122	
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1294	
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)85-2330	
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター	(0848)63-0570	
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162		
職 能 団 体	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)62-2283	医師会
	尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1701	世羅郡世羅町小国4513-1 岸医院内	(0847)37-2222	
	三原市歯科医師会	723-0003	三原市中之町1-23-20 田淵歯科医院内	(0848)67-4976	歯科医師会
	尾道市歯科医師会	722-0017	尾道市門田町2-39 三藤歯科医院内	(0848)23-5533	
	因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3648	
	竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢163-16 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195	
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222	
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)64-8079	
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792	
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340	
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)64-1616	看護協会
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	722-8508	尾道市平原町一丁目10-23 広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	(0848) 22-8111	栄養士会
	三原栄養士会	729-0414	三原市下北方一丁目7-30 医療法人仁康会 本郷中央病院	(0848)86-6780	
	尾道地区病院栄養士会	722-0062	尾道市向東町12255-1(社福)華野福祉会 高齢者ケアセンターはなの苑	(0848)20-6320	
	尾道地域栄養士会	722-0336	尾道市御調町江田447	(0848)76-1110	
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	723-0015	三原市円一町3丁目9-195	(0848) 67-5588	歯科衛生士会
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)62-3434	獣医師会
	広島県クリーニング生活衛生同業組合尾道支部	722-0011	尾道市桜町12-16	(0848)22-8962	クリーニング生活衛生同業組合
	広島県クリーニング生活衛生同業組合福山支部	721-0974	福山市東深津町三丁目10-8	(084)923-4476	
	広島県興行生活衛生同業組合福山支部	720-0044	福山市笠岡町4-4 ㈱フューレック	(084)924-1820	興行生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合因島支部	722-2323	尾道市因島土生町1942-1	(0845)22-2966	公衆浴場業生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合 府中支部	726-0004	府中市府中町1-13	(0847)41-3013	
	広島県美容業生活衛生同業組合三原支部	729-0324	三原市糸崎三丁目4-3	(0848)63-9821	
	広島県美容業生活衛生同業組合松永支部	720-0541	福山市金江町金見2895	(084)930-1148	

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
同 業 組 合	広島県美容業生活衛生同業組合世羅支部	722-1112	世羅郡世羅町本郷1149-3	(0847)22-3174	美容業生活衛生同業組合
	広島県美容業生活衛生同業組合尾道支部	729-0141	尾道市高須町4752-8	(0848)47-4555	
	広島県美容業生活衛生同業組合因島支部	722-2211	尾道市因島中庄町718-1	(0845)24-4033	
	広島県美容業生活衛生同業組合福山支部	720-0031	福山市三吉町四丁目13-32	(084)932-1259	
	広島県美容業生活衛生同業組合府中支部	729-3103	福山市新市町大字新市16-2	(0847)52-4563	
	広島県理容生活衛生同業組合三原支部	723-0052	三原市皆実四丁目7-28	(0848)64-0859	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合甲山支部	729-3307	世羅郡世羅町伊尾2447-2	(0847)24-0745	
	広島県理容生活衛生同業組合尾道支部	722-0045	尾道市久保二丁目6-35	(0848)37-2485	
	広島県理容生活衛生同業組合因島支部	722-2211	尾道市因島中庄町38-2	(0845)24-0224	
	広島県理容生活衛生同業組合福山支部	721-0975	福山市西深津町一丁目13-6	(084)924-1385	
	広島県理容生活衛生同業組合府中支部	729-3103	福山市新市町新市1080-6	(0847)52-6725	
	広島県理容生活衛生同業組合三和支部	720-1522	神石郡神石高原町小島1752	(0847)85-2683	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合尾道支部	722-0032	尾道市西土堂町16-21	(0848)23-3313	ホテル旅館生活衛生同業組合
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合福山支部	720-0064	福山市延広町5-23 吉方ビル305	(084)923-0681	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合三原支部	723-0014	三原市城町二丁目2-2	0848-62-1212	
	広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部	723-0052	三原市皆実四丁目8-1 三原商工会議所内	(0848)62-6155	飲食業生活衛生同業組合
	広島県飲食業生活衛生同業組合尾道飲食支部	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-11 神谷ビル1階	(0848)22-3683	
	広島県飲食業生活衛生同業組合瀬戸田支部	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田216 旅館つつ井	(0845)27-2221	
	広島県飲食業生活衛生同業組合因島支部	722-2323	尾道市因島土生町1762-38 因島商工会議所内	(0845)22-2211	
	広島県飲食業生活衛生同業組合世羅支部	722-1121	世羅郡世羅町西上原483-34ファミリーレストランティニー	(0847)22-0322	
	広島県食肉生活衛生同業組合尾三支部	723-0052	三原市皆実町一丁目24-22	(0848)64-6315	食肉生活衛生同業組合
	広島県食肉生活衛生同業組合福山支部	720-0077	福山市南本荘二丁目4-8	084-921-4445	
	広島県食肉生活衛生同業組合府中支部	726-0005	府中市府中町658	0847-41-2449	
合	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合三原支部	723-0014	三原市城町一丁目21-23	(0848)67-4489	喫茶飲食生活衛生同業組合
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合尾道支部	722-0024	尾道市則末町4-30	(0848)25-4022	
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合因島支部	722-2324	尾道市因島田熊町須鼻区	(0845)22-5112	
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合福山支部	721-0952	福山市曙町五丁目10-33-2	(0849)53-0017	
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合府中支部	726-0003	府中市元町463-6	(0847)45-2889	
	三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	食品衛生協会
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	
自 主 組 織	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	食生活改善推進協議会
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	公衆衛生推進協議会
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0656	断酒会
	尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	薬物乱用防止指導員地区協議会
	三原市母子保健推進員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会
	世羅町母子保健推進員	722-1121	世羅郡世羅町本郷947 世羅町子育て支援課内	(0847)25-0295	

(令和3年4月1日現在)

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
そ の 他 の 団 体	リウマチ同病者「すみれ会」	723-0064	三原市西宮一丁目24-10	(0848)64-2536	難病患者・家族の会
	心臓病の子どもを守る会	723-0051	三原市宮浦一丁目16-8	(0848)63-5412	
	ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4966-2	090-2804-9005	
	三原アレルギーの会ひだまり	729-0414	三原市下北方1丁目2-12 三原市社会福祉協議会本郷地域センター	(0848)86-3607	アレルギーの会

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧〔東部福山〕

(令和3年4月1日現在)

区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
	福山市献血推進協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22 福山市保健所健康推進課	084-928-3421	献血推進協議会
	府中市献血推進協議会	726-8601	府中市府川町315 府中市市民課	0847-43-7207	
	福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南2-11-22	084-928-1330	社会福祉協議会
	府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3	0847-47-1294	
	神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石郡神石高原町小畠1748 小畠交流会館内	0847-85-2330	
区 分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
職 能 団 体	福山市医師会	720-0032	福山市三吉町南二丁目11-25 福山市医師会館内	084-922-0243	医師会
	府中地区医師会	726-0002	府中市鶉飼町496-1 府中地区医師会館内	0847-45-3505	
	松永沼隈地区医師会	729-0105	福山市南松永町二丁目8-12 保健福祉センター内	084-933-6299	
	深安地区医師会	720-2412	福山市加茂町下加茂993番地 せら医院内	084-972-2814	
	(社)福山市歯科医師会	721-0973	福山市南蔵王町六丁目19番34号	084-941-4444	歯科医師会
	府中地区歯科医師会	729-3104	福山市新市町宮内362(いのうえ歯科医院内)	0847-52-4188	
	神石郡歯科医師会	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1821-1 宮本歯科医院内	0847-82-2110	薬剤師会
	(一社)福山市薬剤師会	720-0815	福山市野上町3-12-1	084-926-0588	
	(公社)広島県看護協会福山・府中支部	720-1131	福山市駅家町万能倉98-12セルティア101号	084-976-9300	看護協会
	(公社)広島県栄養士会備後支部	722-8508	尾道市平原一丁目10番23号JA尾道総合病院内	0848-22-8111	栄養士会
	広島県歯科衛生士会福山・府中地区会	720-0834	福山市明王台5-4-34 戸室佳子	084-952-4759	歯科衛生士会
	(公社)広島県獣医師会福山支部	720-0073	福山市北吉津町3-11-11 ハーツアニマルクリニック内	084-926-3355	獣医師会
	(公社)広島県獣医師会備後支部	729-3412	府中市上下町岡屋837 片山 孝 方	0847-62-3874	
	府中食品衛生協会	728-0023	府中市元町1-5 府中市教育センター 内	0847-46-3880	食品衛生協会
	神石郡食品衛生協会	729-3602	神石郡神石高原町永野3218 宮野 方	090-1182-9098	
自 主 組 織	府中市食生活改善推進員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市健康推進課内	0847-47-1310	食生活改善推進協議会
	府中市精神保健福祉家族会 さつき会	726-0011	府中市広谷町919-3 障害福祉サービス事業所わかば内	0847-45-3370	精神障害者家族会
	神石高原町精神障害者家族会(やまぼうしの会)		会員宅	-	
	府中断酒会(上下支所を含む)		会員宅	090-3630-9760	断酒会
	広島県薬物乱用防止指導委員福山地区協議会	720-8511	福山市三吉町1-1-1 広島県東部保健所福山支所内	084-921-1311	薬物乱用防止指導員地区協議会
そ の 他 の	アンダンテ	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉センター内	0847-47-1310	精神保健福祉ボランティアグループ
	みらくる会	726-0011	府中市広谷町929-3	0847-46-4133	